

□参考資料

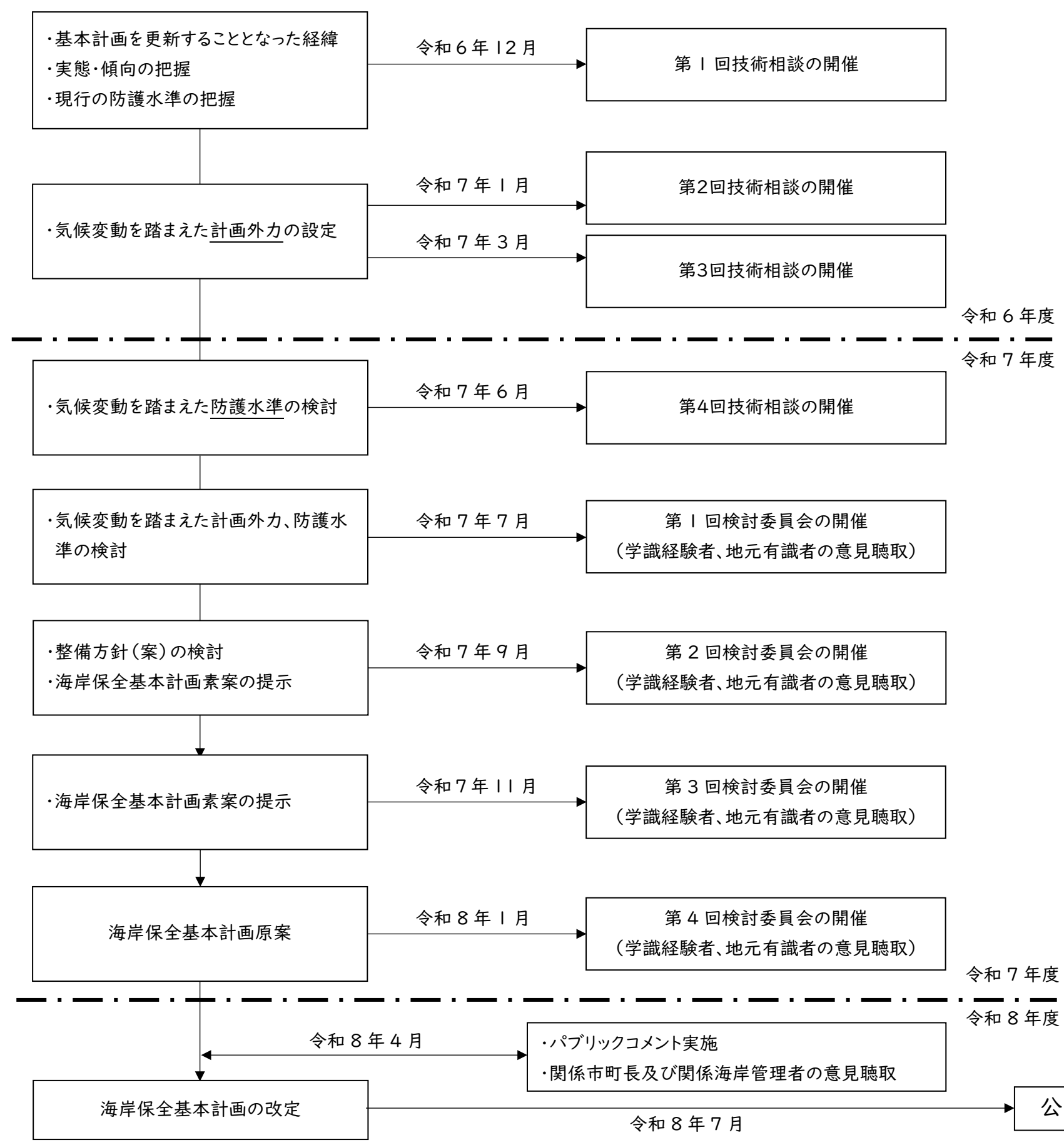
1. 若狭湾沿岸海岸保全基本計画改定履歴 -----	参考-1
2. 改定フロー及び委員構成（令和8年7月） -----	参考-2
3. 策定フロー及び委員構成（平成14年6月） -----	参考-4
4. 用語の説明 -----	参考-6
5. 福井県のすぐれた自然情報図1999 -----	参考-14
6. 計画外力に関する事項 -----	参考-15
7. 海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項 -----	参考-17

若狭湾沿岸海岸保全基本計画改定履歴

■改定履歴

改定年月	策定内容
平成14年6月	計画策定
平成28年3月	一部変更（海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項の追加）
令和8年7月	改定（気候変動を踏まえた海岸保全基本計画の変更）

■若狭湾沿岸 海岸保全基本計画 改定フロー（令和8年7月改定時）



	開催日	アドバイザー	主なテーマ
第1回 技術相談	令和6年11月13日 令和6年11月20日 令和6年12月3日	安田氏 田安氏 柴田氏、平山氏	・基本計画改定の経緯 ・実態・傾向の整理 ・気候変動を踏まえた計画外力 の検討方針
第2回 技術相談	令和7年1月27日 令和7年1月29日 令和7年1月31日	安田氏 柴田氏、平山氏 田安氏	・気候変動を踏まえた計画外力 の検討
第3回 技術相談	令和7年2月28日 令和7年3月4日 令和7年3月5日 令和7年3月11日	柴田氏 田安氏 平山氏 安田氏	・気候変動を踏まえた計画外力 の検討
第4回 技術相談	令和7年6月24日 令和7年6月26日 令和7年6月30日	安田氏 柴田氏、平山氏 田安氏	・気候変動を踏まえた計画外力 の検討 ・気候変動を踏まえた防護水準 の検討

	開催日	主なテーマ
第1回 検討委員会	令和7年7月25日	・検討委員会設置要領について ・委員会の選出について ・気候変動の影響を踏まえた海岸保全基本計画の変更 について
第2回 検討委員会	令和7年9月2日	・第1回検討委員会における主な意見と対応について ・第1回検討委員会説明資料の更新について ・海岸保全基本計画素案について
第3回 検討委員会	令和7年11月17日	・第2回検討委員会における主な意見と対応について ・海岸保全基本計画原案について
第4回 検討委員会	令和8年1月19日	・第3回検討委員会における主な意見と対応について ・設計津波水位を反映した海岸保全基本計画変更原案 について

「若狭湾沿岸」海岸保全基本計画 検討委員会
委員構成

（令和 8 年 7 月時点）

◎（学識経験者・有識者）

氏名	所属	専門分野
田安 正茂	福井工業高等専門学校 環境都市工学科 教授	海岸工学
安田 誠宏	関西大学 環境都市工学部 都市システム工学科 教授	海岸工学
東村 玲子	福井県立大学 海洋生物資源学部 海洋生物資源学科 准教授	水産経済学
鈴木 聖子	一般社団法人 福井県漁船リース事業協会 事務局長	水産

◎（国関係行政機関）

氏名	所属	専門分野
柴田 亮	国土交通省 国土技術政策総合研究所 河川研究部 海岸研究室長	海岸工学

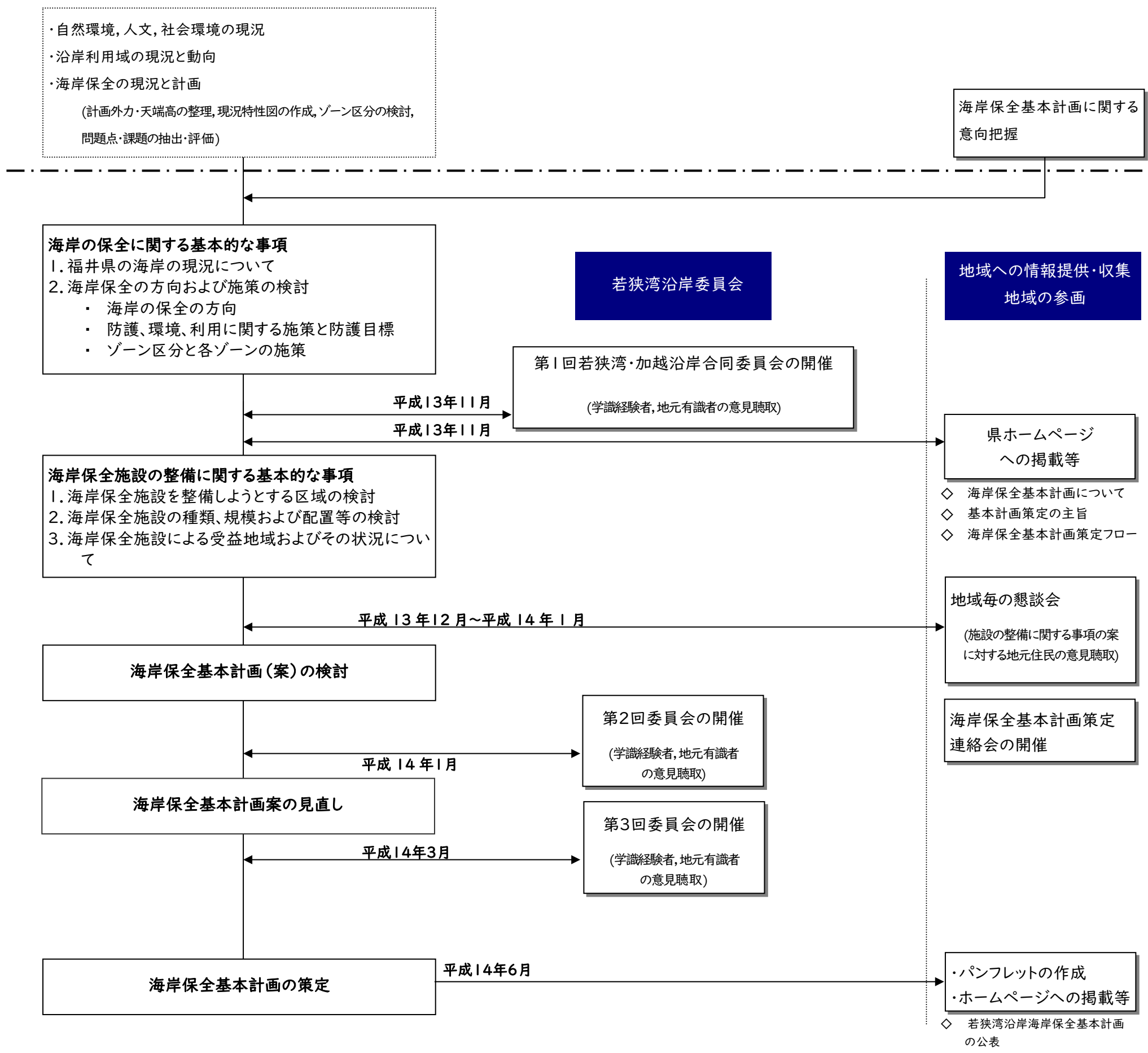
◎事務局

福井県 土木部 砂防防災課
（委託コンサルタント）
株式会社建設技術研究所
いであ株式会社
八千代エンジニアリング株式会社

◎福井県海岸保全基本計画変更に関するアドバイザー（技術相談）

氏名	所属	専門分野
田安 正茂	福井工業高等専門学校 環境都市工学科 教授	海岸工学
安田 誠宏	関西大学 環境都市工学部 都市システム工学科 教授	海岸工学
柴田 亮	国土交通省 国土技術政策総合研究所 河川研究部 海岸研究室長	海岸工学
平山 克也	国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所 港湾空港技術研究所 沿岸水工研究領域 領域長	海岸工学

■若狭湾沿岸 海岸保全基本計画 策定フロー（平成14年6月策定時）



アンケート配布数: 800 通
有効回答数 : 296 通
平成12年度
平成13年度

検討委員会での主なテーマ

	開催日	主なテーマ
第1回検討委員会	平成13年11月	・海岸保全基本計画(案)の策定(策定主旨、定める事項等)について ・海岸の保全に関する基本的な事項について
第2回検討委員会	平成14年1月	・海岸保全施設の整備に関する基本的な事項について ・若狭湾沿岸海岸保全基本計画(案)について
第3回検討委員会	平成14年3月	・若狭湾沿岸海岸保全基本計画(案)の合意

地域毎の懇談会でのテーマ

	開催日	主なテーマ
地域毎の懇談会	平成13年12月～平成14年1月	・市町村毎に開催。 ・海岸保全基本計画の内容および施設整備について各海岸管理者が説明し、地元住民と意見・情報の交換を行う。

地域毎懇談会の参加人数

市町村名	参加人数
越前町	23名
河野村	10名
敦賀市	14名
美浜町	19名
三方町	22名
小浜市	27名
大飯町	18名
高浜町	23名
合計	156名

福井県沿岸海岸保全基本計画策定連絡会の構成員

機 関 名	
政策企画室	林政課
地域政策室	監理課
消防防災課	道路建設課
環境政策課	道路保全課
廃棄物対策課	河川課
自然保護課	都市計画課
観光振興課	文化課
農林水産政策課	

「若狭湾沿岸」海岸保全基本計画 検討委員会
委員構成

(平成14年6月計画策定時)

◎(学識経験者・有識者)

- 1 委員長 中村 充 福井県立大学 名誉教授
- 2 委員 佐々木 雅幸 立命館大学 政策科学部 教授
- 3 委員 敷田 麻実 金沢工業大学 工学部 助教授
- 4 委員 朝日 恵子 福井文化服装学院 校長

◎(国関係行政機関)

- 1 委員 須見 徹太郎 国土交通省 近畿地方整備局 福井工事事務所長
- 2 委員 加藤 悦郎 国土交通省 北陸地方整備局 敦賀港湾工事事務所長

◎(若狭湾沿岸関係市町村)

- 1 委員 河瀬 一治 敦賀市長
- 2 委員 村上 利夫 小浜市長
- 3 委員 京谷 宗雄 越前市長
- 4 委員 山口 治太郎 美浜町長
- 5 委員 千田 千代和 三方町長
- 6 委員 時岡 忍 大飯町長
- 7 委員 今井 理一 高浜町長
- 8 委員 川野 順万 河野村長

◎(関係海岸管理者等)

- 1 委員 窪 清行 福井県 福祉環境部 環境審議監
- 2 委員 牧野 嘉範 福井県 農林水産部長
- 3 委員 古川 巖水 福井県 土木部長

事務局

- 1 福井県農林水産部 水産課漁港漁村整備室長 萬匠 東亜男
- 2 福井県農林水産部 森林整備課長 塩田 勝栄
- 3 福井県農林水産部 農村計画課長 太田 勝也
- 4 福井県農林水産部 農村整備課長 永谷 藤信
- 5 福井県土木部 港湾課長 佐々木 宏
- 6 福井県土木部 砂防課長 千田 秋廣(事務局長)
- 7 パシフィックコンサルタンツ(株) 管理技術者 熊谷 健蔵

用語の説明

ア行

☆ 安全度（あんぜんど）

越波・越流等に対して、どの程度背後地を防護するかの度合い。

本計画では、30 年確率波浪または 50 年確率波浪、及び設計津波水位に対して、ハード・ソフト対策により背後地を安全に防護する水準としている。

〔確率波浪〕（かくりつはろう）

30 年や 50 年といった期間に対し、1 回の確率で発生する高波浪。

☆ 一般公共海岸（いっばんこうきょうかいがん）

海岸保全区域以外の公共海岸。

〔公共海岸〕（こうきょうかいがん）

国または地方公共団体が所有する公共の用に供されている海岸の土地およびこれと一体として管理を行う必要があるものとして都道府県知事が指定し、公示した低潮線までの水面。

☆ SSP シナリオ（共通社会経済経路：Shared Socioeconomic Pathways）

気候変動の適応策・緩和策を評価する際に、社会情景（人口動態・経済成長・技術開発・教育・政策等）が将来どのように変化するかについて、複数の「あり得る未来の経路」を描いたもので、5 つのシナリオが設定されている。

（SSP1：持続可能、SSP2：中間的、SSP3：地域対立、SSP4：格差、SSP5：化石燃料依存）

〔RCP シナリオ〕（代表的濃度経路：Representative Concentration Pathways）

将来の温室効果ガス濃度の推移を想定した複数のシナリオで、シナリオ名は 21 世紀末頃の放射強制力 (W/m^2) で区別される。一般に、数値が高いほど放射強制力が高く、より温暖化が進行していることを示す。（RCP2.6： $2.6W/m^2$ 、RCP8.5： $8.5W/m^2$ ）

〔放射強制力〕（ほうしゃききょうせいりよく）

気候変動を引き起こす要因（温室効果ガス等）が変化した時、地球全体のエネルギー収支がどれだけ変わるかを示す指標 (W/m^2)。値が正の場合は温暖化に、負の場合は寒冷化に働く。

IPCC の第6次評価報告書では、SSP と RCP を組み合わせて将来のシナリオを表現している。

（例 SSP1-2.6：SSP1 の持続可能社会で放射強制力が $2.6W/m^2$ のシナリオ）

☆ 越波・越流（えっぱ・えつりゅう）

越波：堤防や護岸の高さが波のうちあげ高より低いときに、この打上げられた海水が陸側に侵入する現象。

越流：低気圧や台風の通過等によって海水面が堤防や護岸の高さより高くなり、堤防や護岸を越えて海水が陸側に侵入する現象。

◇ **A類型**（えーるいけい）

類型とは環境基準を、水域または地域の利用目的等によって 2 つ以上に分けて設定した場合、それぞれの基準を当てはめる水域または地域を指定すること。水質および騒音に係る環境基準に設定されている。海域においてはAA類型、A類型、B類型、C類型の 4 つの類型に分けられており、判定基準のCODはAA類型、A類型ともに 2mg/ℓ 以下と最も厳しい値が設定されている。

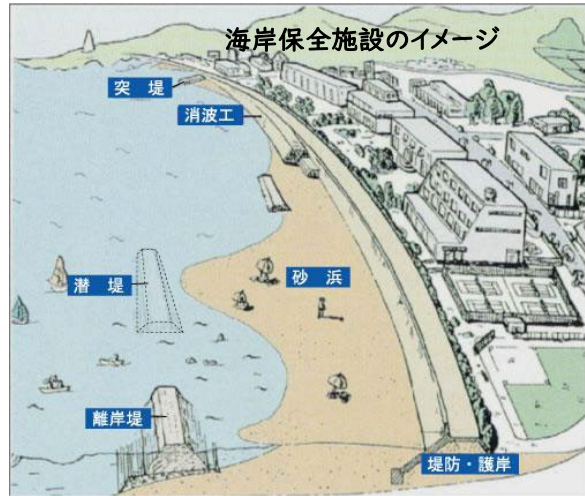
判 定 基 準					
区 分		ふん便性 大腸菌群数	油膜の有無	COD (化学的酸素要求量)	透明度
適	水質 AA	不検出 (検出限界 2 個/100mL)	油膜が 認められない	2mg/L 以下	全 透 (1m 以上)
	水質 A	100 個/100mL 以下	油膜が 認められない	2mg/L 以下	全 透 (1m 以上)
可	水質 B	400 個/100mL 以下	常時は油膜が 認められない	5mg/L 以下	1m 未満～ 50 cm 以上
	水質 C	1,000 個/100mL 以下	常時は油膜が 認められない	8mg/L 以下	1m 未満～ 50 cm 以上
不 適		1,000 個/100mL を 超えるもの	常時油膜が 認められる	8mg/L 超	50 cm 未満

出典：「海水浴場の水質調査結果について」 福井県エネルギー環境部環境政策課（令和 7 年 6 月 30 日）

カ行

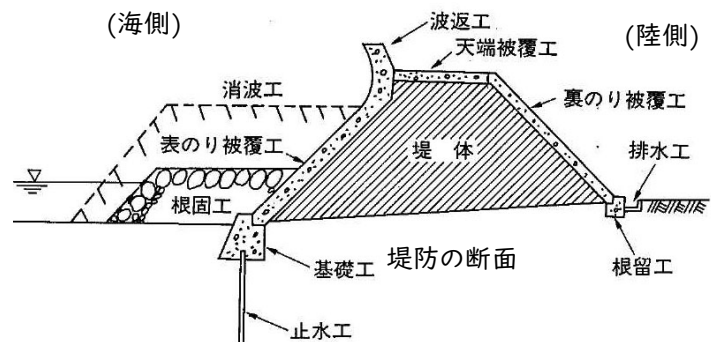
◇ 海岸保全施設（かいがんほぜんしせつ）

堤防・護岸、突堤、離岸堤、潜堤（人工リーフ）、消波工、砂浜等、海水の侵入又は海水による侵食を防ぐための施設。



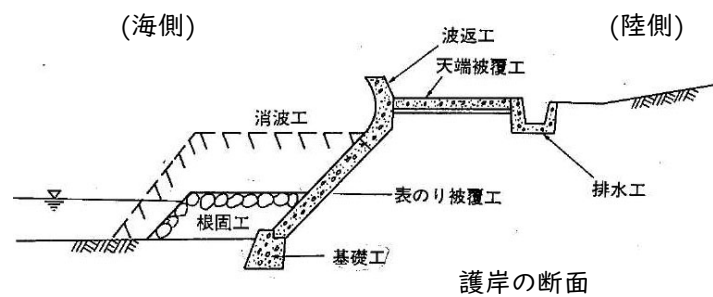
〔堤防〕（ていぼう）

現地盤を盛土またはコンクリートなどによって高さを増し、越波・越流、高潮等による海水の侵入や、海岸の侵食を防ぐための施設。



〔護岸〕（ごがん）

現地盤をコンクリートやコンクリートブロックなどで保護し、越波・越流、高潮等による海水の侵入や、海岸の侵食を防ぐための施設。



〔消波工〕（しょうはこう）

波の勢いを弱めて、越波を減少させたり、堤防・護岸を保護する目的で設置されたコンクリートブロックでできた構造物。波打ち際や堤防・護岸のすぐ前面に設置される。



〔突堤〕(とつてい)

沿岸漂砂(海岸線に平行な砂の移動)が著しい海岸において、海岸から細長く突出して設けられるものであり、砂の動きを制御することによって、汀線の維持あるいは前進を図ることを目的とした施設。



〔離岸堤〕(りがんてい)

汀線から離れた沖側に汀線にほぼ平行に設置され、上部が海面上に現れている施設。波の勢いを弱め、越波を減少させたり、離岸堤の背後に砂を貯えて、砂浜の侵食を防ぐことを目的として設置される。



〔潜堤(人エリーフ)〕(せんてい)

汀線から離れた沖側に汀線にほぼ平行に設置され、景観に配慮して堤体を水面下にとどめた施設。上部の幅をかなり広くとることで、離岸堤とほぼ同じ効果を有する。



◇ 海岸保全基本計画 (かいがんほぜんきほんけいかく)

海岸法の一部改正(平成12年施行)によって定められた海岸の新しい計画制度であり、国が定める「海岸保全基本方針」に基づき、沿岸毎に海岸保全の基本的事項や施設の整備に関する事項等について都道府県知事が定める海岸の保全計画。

◇ 海岸保全区域 (かいがんほぜんくいき)

海水または地盤の変動による被害から海岸を防護するため、海岸保全施設の設置その他の管理を行う必要があると認められる時に、都道府県知事が指定する防護すべき海岸の一定の区域。

◇ **国定公園**（こくていこうえん）

1957 年に公布された自然公園法に基づき、傑出した自然景観の保護とその利用を図るなどの目的で指定される自然公園のひとつで、国立公園の風景に準ずる優れた自然の風景地として指定される公園。

サ行

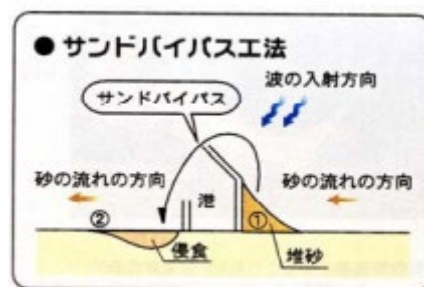
◇ **朔望平均満潮位**（さくぼうへいきんまんちょうい）

朔望の日から前 2 日後 4 日以内に現れる各月の最高満潮位を平均した値。

◇ **サンドバイパス**

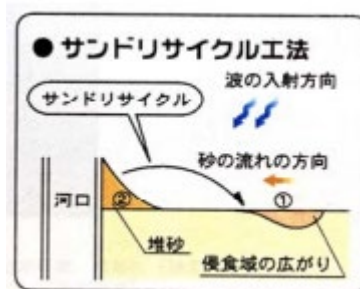
海岸に港などの構造物が作られた場合、砂の流れ（漂砂）が構造物によってせき止められ、海岸は沖に向かって前進する。逆に流れの下手に当たる構造物の反対側の海岸では本来流れてくるはずの砂が来なくなり、流れ出ていくばかりとなる。その結果、海岸線は陸側に後退し侵食を受ける。

そこで、構造物の上手にたまった砂を侵食された港の下手側の海岸に人工的に移動させ、砂浜を復元する。このような工法をサンドバイパス工法と呼ぶ。



◇ **サンドリサイクル**

流れの下手側に砂がたまり、上手側の海岸で侵食を受けている場合に、下手海岸にたまった砂を上手海岸に戻し、砂浜を復元する。この方法をサンドリサイクル工法と呼ぶ。



◇ **COD（化学的酸素要求量）**

水中の有機物を酸化剤で化学的に分解した際に消費される酸素量で、湖沼、海域の有機汚濁を測る代表的な指標。COD が大きいほど、汚濁が進んでいるといえる。

◇ **受益地域**（じゅえきちいき）

海岸保全施設を設置することによって越波や侵食の被害を防護することができる地域。

◇ **順応的砂浜管理**（じゅんおうてきすなはまかんり）

自然環境の変化に応じて計画を柔軟に見直し、適切な砂浜管理をする手法。従来の砂浜管理は、侵食が発生した箇所を対象に対策を実施する「後追い対策」であったが、現在は健診的なモニタリングにより「予測を重視した順応的砂浜管理」が推進されている。

◇ **侵食**（しんしょく）

波浪により砂浜の砂が流れること。またはある海域から流出する砂の量が流入する量より多くなることによって海浜の汀線が後退する現象。

☆ スロープ

高低差がある海岸背後から砂浜や水際まで身障者が近づくことができるように、緩い勾配をもった坂を海岸保全施設に付帯して設けたもの。

☆ 節理(せつり)

比較的規則正しい岩石の割れ目。火成岩が冷却して固結する際や、岩石の変形や風化によって生じたもので、板状・柱状・方状・玉葱(たまねぎ) 状などの形状がある。

☆ 設計津波水位〔レベル 1 津波〕(せつけいつなみすいい)

一定の発生頻度(数十年～百数十年に一度程度)で到達すると想定される津波に対して、海水の侵入を防ぐために防護すべき高さ。地域海岸毎に設定することを基本とするが、施設の都合上局所的に上昇することと判断されれば、分割して設定される。

〔地域海岸〕(ちいきかいがん)

地形条件(湾の形状や山付け等の自然条件)や過去に発生した津波高さ等から、同一の津波外力を設定する必要があると判断される一連の海岸線を分割した領域。

〔レベル 2 津波〕

千年に一度程度の発生頻度で到達すると想定される津波。この規模の津波に対しては完全に防ぐ防災ではなく、人命を守ることを第一とした減災に努める。

☆ ソフト対策(そふとたいさく)

情報や訓練などの「ソフト(無形の要素)」によって災害対策の効果を得る方法。

(例:浸水想定図の活用、避難訓練、防災教育、土地利用規制等)

夕行

☆ 高潮(たかしお)

台風により気圧が低くなるため海面が吸い上げられたり、海面が強風で吹き寄せられたりして、湾内の海面が普段より数mも高くなること。このような高潮により海面が上昇して堤防より高くなると、海岸線や河口部に接する低地に浸水被害をもたらす。

☆ 潮位偏差(ちういへんさ)

高潮や異常潮の発生によって潮位が天文潮位よりも高く又は低くなることがあり、観測潮位と天文潮位との差の値。

〔異常潮〕(いじょうちよう)

海流の流路の変化等、気象要因ではない要因により、天文潮位から逸脱する現象。

☆ 鳥獣保護区(ちようじゅうほごく)

「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律」に基づき、環境庁長官または都道府県知事が鳥獣の保護繁殖を図るため設定する区域。特に必要があると認めるときは鳥獣保護区の区域内に「特別保護地区」を指定することができる。鳥獣保護区では鳥獣の捕獲は禁止され、鳥獣の繁殖に必要な施設が設置される。

◇ **底質**(ていしつ)

海洋などの水底を形成する表層土および岩盤の一部とその上の堆積物を合わせたもの。

◇ **汀線**(ていせん)

浜あるいは岸と水面が交わった線。

◇ **d4PDF**(将来の気候変動に関する政策決定のためのデータベース)

日本の気象庁気象研究所を中心に開発された、大規模なアンサンブル気候予測データベースである。このデータベースは、地球温暖化による将来の気候変動を詳細に予測し、防災や適応策の立案に役立てることを目的としている。

◇ **島嶼**(とうしょ)

〔「嶼」は小さい島の意〕大きな島や小さな島。

ハ行

◇ **曝気**(ばっき)

空気の吹き込みや攪拌(かくはん) などをして、海水中に酸素を供給すること。

◇ **バリアフリー**

高齢者、障害者等が社会生活していく上での物理的、社会的、制度的、心理的および情報面での障害を除去するという考え方。

◇ **ハード対策**(はーどたいさく)

構造物などの「ハード(有形の要素)」によって災害を防止・軽減する対策方法。
(例:海岸保全施設の整備、建物の耐震化等)

◇ **漂砂**(ひょうさ)

波浪、潮流等によって砂が動くこと。また、その移動する現象のことをいう。河口、港湾等を埋積したり海岸を侵食したりする。

◇ **保安林**(ほあんりん)

森林法に基づき、水源かん養、災害の防備、生活環境の保全・形成等の公益的機能を発揮させる必要がある森林を対象に指定するもの。

◇ **ポケットビーチ**

海岸線の両端を突出した岬などによって囲まれた比較的延長の短い砂浜海岸。

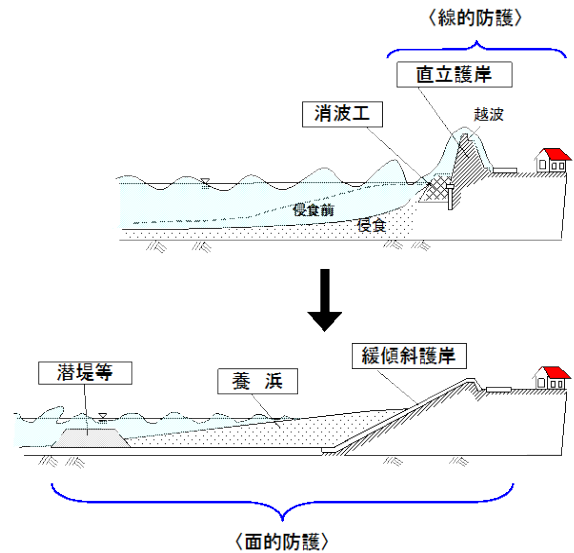
マ行

◇ 面的防護方式（めんてきぼうごほうしき）

潜堤や養浜、緩傾斜堤防等の複数の施設によって、波の力を分散させて受け止める方式

〔線的防護方式〕（せんてきぼうごほうしき）

堤防、護岸や消波工のみで海岸線を防護する方式



◇ 藻場（もば）

沿岸浅海域で、海藻類が繁茂した場所。また、藻場はその藻場を構成している主要植物種、あるいは生育基盤である底質の種類などによって分類される。

ヤ行

◇ 養浜（ようひん）

侵食された海岸に人工的に砂を供給し、砂浜を形成すること。

◇ 余裕高（よゆうだか）

堤防防天端高の設定における若干の不確実性を考慮した高さ。本基本計画の将来設計外力において平均海面水位上昇量は 2℃上昇シナリオの平均値で設定しているため、平均海面水位上昇量の不確実性を考慮し、余裕高は 4℃上昇シナリオの下限值まで上振れした場合を想定して、0.17m(=0.57m-0.40m)と設定した。

20 世紀末（1986～2005 年平均）を基準とした平均海面水位上昇量の将来予測(m)

時期	1986～2005 年の平均海面水位を基準とした 2081～2100 年平均				
シナリオ	日本沿岸の平均海面水位の上昇量				
	領域Ⅰ	領域Ⅱ	領域Ⅲ	領域Ⅳ	4 海域平均
2℃上昇 (SSP1-2.6)	0.40 (0.30～0.55)	0.40 (0.30～0.56)	0.39 (0.29～0.55)	0.40 (0.31～0.56)	0.40 (0.30～0.55)
4℃上昇 (SSP5-8.5)	0.67 (0.55～0.87)	0.68 (0.56～0.88)	0.67 (0.55～0.87)	0.69 (0.57～0.89)	0.68 (0.56～0.88)

日本の気候変動 2025 をもとに作成、領域の区分は p.参考-15 に掲載

ラ行

◇ リアス式海岸

出入りの複雑な海岸線を示し、入江や湾に富む海岸。開析された山地が沈水してできたと考えられ、若狭湾や三陸海岸の南半部などに見られる。

凡 例

1 メッシュの色区分

各メッシュ(約2km×2km)を4分割した小メッシュ(約1km×1km)単位に植生自然度(植生自然度表参照)を決定し、A～Eの5段階に区分した。

A	植生自然度10・9の小メッシュが2個以上
B	植生自然度10・9の小メッシュが1個または植生自然度8の小メッシュが2個以上
C	植生自然度8の小メッシュが1個または植生自然度7の小メッシュが2個以上
D	植生自然度7の小メッシュが1個または植生自然度6・5の小メッシュが2個以上
E	植生自然度6・5の小メッシュが1個または全ての小メッシュの植生自然度が4以下

注)

・小メッシュの植生自然度は、第4回自然環境保全基礎調査で改変された1/50,000現存植生図(環境庁 1982,1987)をもとに、小メッシュ内で優占する植物群落の植生自然度で代表させた。

植生自然度表

植生自然度	区 分 基 準
10	風衝草原、自然草原等、自然植生のうち単層の植物社会を形成する地区
9	ブナ林、スダジイ林等、自然植生のうち多層の植物社会を形成する地区
8	ブナ・ミズナラ林、シイ・カシ萌芽林等、代償植生であっても特に自然植生に近い地区
7	クレーミズナラ群落、クスミギーコナラ群落等、一般に二次林と呼ばれる代償植生地区
6	スギ林、ヒノキ林、アカマツ林等の植林地
5	ササ群落、ススキ群落等の背丈の高い草原
4	シバ群落等の背丈の低い草原
3	果樹園、桑園、茶畑、苗圃等の樹園地
2	畑地、水田等の耕作地、緑の多い住宅地
1	市街地、造成地等の植生のほとんど存在しない地区
その他	自然裸地、開放水域等

2 メッシュ内の文字

漢字	メッシュ内に存在するすぐれた自然の部門
景	→ 景観
地	→ 地形地質
植	→ 植生
昆	→ 昆虫
陸	→ 陸水生物・両生爬虫類
鳥	→ 鳥獣
●	→ 全国レベルまたは県レベルで特に重要
○	→ 県レベルで重要



福井県のすぐれた自然情報図 1999

(令和8年7月末時点最新データ)

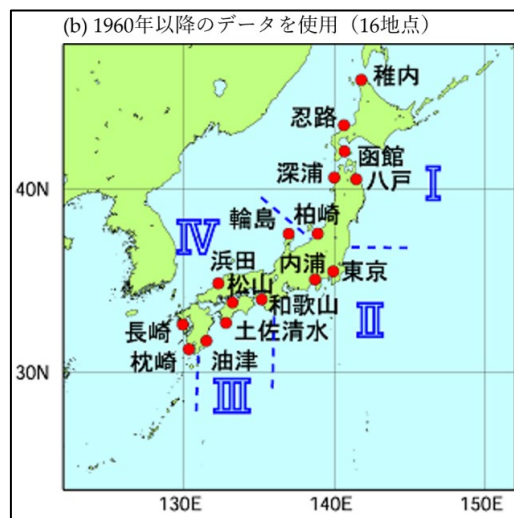
計画外力に関する事項

1. 気候変動による平均海面水位の上昇量

文部科学省と気象庁がとりまとめた「日本の気候変動 2025」では、下図に示す各領域について、気候変動による平均海面水位上昇量の推定値が示されている（下表参照）。これは、気温が産業革命以前の水準と比較して約2℃および約4℃上昇するシナリオにもとづき、20 世紀末（1986～2005 年平均）から 21 世紀末（2081～2100 年平均）における平均海面水位の上昇量を算出したものである。

福井県を含む領域Ⅳにおいて、21 世紀末における平均海面水位の上昇量は、2℃上昇シナリオの場合 0.40m であり、2100 年時点における平均海面水位上昇量は、この数値を用いて 2024 年から 2100 年までの平均海面上昇量を加算することを基本とする。

評価に用いた海面水位観測所地点



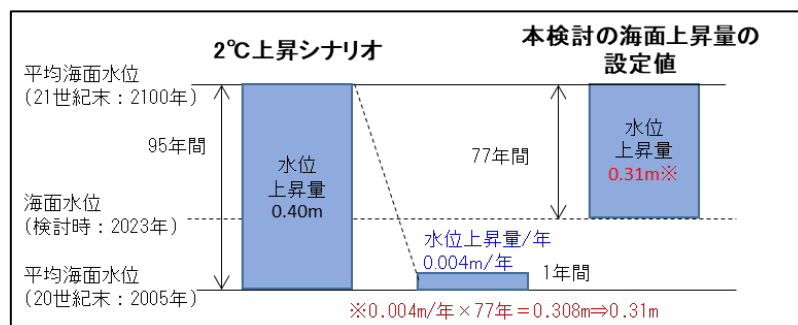
出典：日本の気候変動 2025（詳細編） p.206

20 世紀末（1986～2005 年平均）を基準とした平均海面水位上昇量の将来予測(m)

時期	1986～2005 年の平均海面水位を基準とした 2081～2100 年平均				
シナリオ	日本沿岸の平均海面水位の上昇量				
	領域Ⅰ	領域Ⅱ	領域Ⅲ	領域Ⅳ	4 海域平均
2℃上昇 (SSP1-2.6)	0.40 (0.30～0.55)	0.40 (0.30～0.56)	0.39 (0.29～0.55)	0.40 (0.31～0.56)	0.40 (0.30～0.55)
4℃上昇 (SSP5-8.5)	0.67 (0.55～0.87)	0.68 (0.56～0.88)	0.67 (0.55～0.87)	0.69 (0.57～0.89)	0.68 (0.56～0.88)

出典：日本の気候変動 2025 をもとに作成

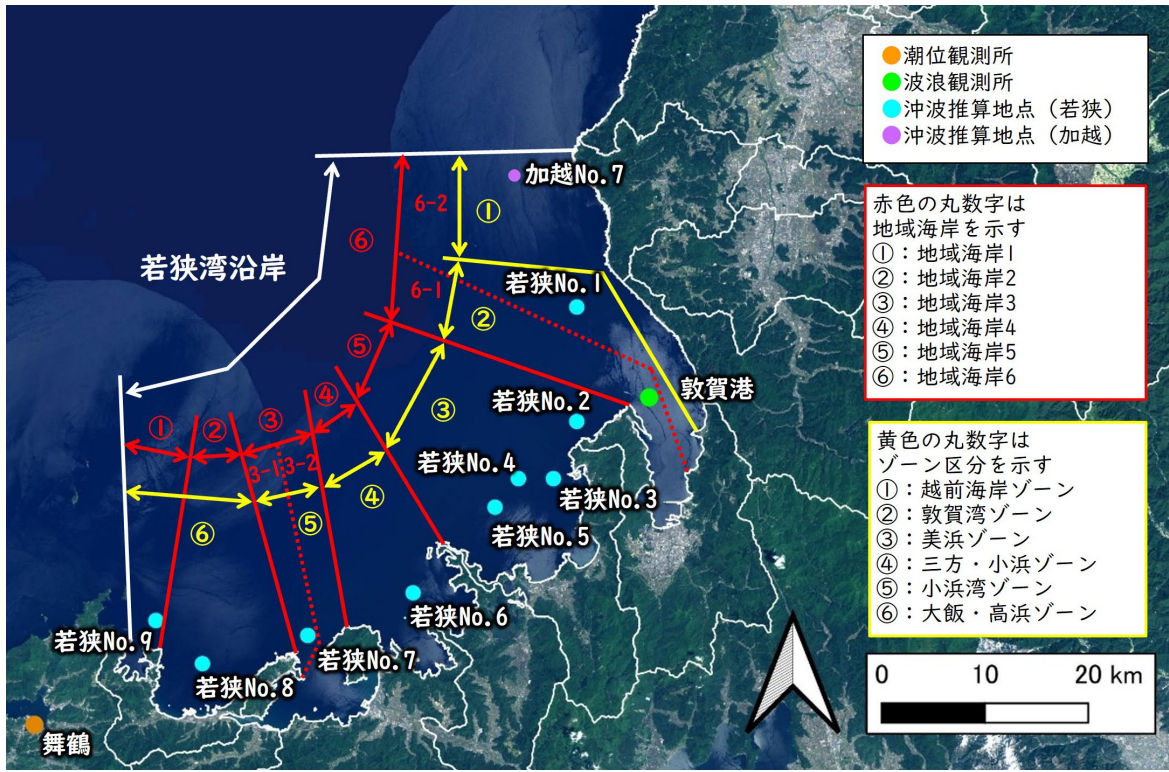
海面上昇量算出のイメージ図



2. 高潮・波浪・侵食・津波に対する計画外力

若狭湾沿岸における2100年時点の高潮・波浪・侵食に対する計画外力は、以下の通りである。

将来の潮位偏差、波高はd4PDF 全球モデルの2℃上昇を活用して、風と気圧を目的関数とした推定式を構築し、現在と将来気候との変化倍率を現計画外力に乘じ算出した。



沿岸		若狭湾沿岸							
地域海岸		地域海岸1	地域海岸2	地域海岸3 3-1 3-2	地域海岸4	地域海岸5	地域海岸6 6-1 6-2		
ゾーン区分		大飯・高浜		小浜湾	三方・小浜	美浜	敦賀湾	越前海岸	
特徴		岩礁海岸 砂浜海岸		岩礁海岸	岩礁海岸	岩礁海岸 砂浜海岸	岩礁海岸 砂浜海岸	岩礁海岸	
2100年時点	朔望平均満潮位		T.P.+0.86m (T.P.+0.55m+ 0.31m) 舞鶴検潮所の5ヵ年平均朔望平均満潮位(2019~2023年)+平均海面上昇量						
	潮位偏差		0.62m						
	計画高潮位		T.P.+1.48m (T.P.+0.86m + 0.62m)						
	計画波浪※	30年 確率 波浪	波高 (m)	7.37 ~7.74	8.14	8.16	8.27 ~8.93	8.16	10.15
			周期 (s)	12.0 ~12.1	12.5	12.4	12.5 ~12.9	12.4	13.9
			波向	N, NNW	N, NNW	NNW	NW, NNW	NW	NW
		50年 確率 波浪	波高 (m)	8.12 ~8.35	8.87	8.77	8.99 ~9.59	8.88	10.64
			周期 (s)	12.6	13.0	12.9	13.0 ~13.3	13.0	14.2
			波向	N, NNW	N, NNW	NNW	NW, NNW	NW	NW
		沖波推算 地点	若狭 No.8、9		若狭 No.7	若狭 No.6	若狭 No.2~5	若狭 No.1	加越 No.7
	設計津波水位 (T.P.m)		2.7	2.5	2.4 2.0	2.3	2.4	1.9	2.7

※2100年時点の計画波浪の波高、周期は、16方位の中で波高が最大となる方位の値を記載

海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項

以下、第3章で定めた新設又は改良の整備対象区域、維持又は修繕対象区域について、海岸保全施設の存する区域、種類、規模・配置、受益地域を一覧表及び配置図として示す。

1. 海岸保全施設の在する区域、海岸保全施設の規模、海岸保全施設の維持又は修繕の方法(1/17)

区域 番号	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域	種類	現況		規模(計画2100年時点)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名、地区海岸名 (地先)		延長等	天端高 (T.P.m)	設定根拠	天端高(T.P.m)	地域	状況	
1	越前町	越前町 (水産庁)	玉川漁港海岸 (丹生郡越前町玉川40字船揚場5番地)	護岸	172.8m	7.0 ~12.0	現況の最小天端高	7.0 ~12.0	越前町の 一部	住宅地 道路	日常巡視、異常気象時等の点検および長寿命化計画に基づく点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
				消波工	155.9m	7.0	—	—	—	—	
2	越前町	福井県 (水産庁)	越前漁港海岸 (丹生郡越前町梅浦55字大黒町21番5~小樟1字城ヶ谷13番10)	護岸	641.3m	7.0	将来の波浪・高潮による必要天端高	7.8	越前町の 一部	住宅地 道路	日常巡視、異常気象時等の点検および長寿命化計画に基づく点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
				離岸堤	2基 133.5m	2.5 ~5.5	—	—	—	—	
				消波堤	79.0m	4.0 ~8.5	—	—	—	—	
				消波工	1基 92.1m	6.0 ~9.2	—	—	—	—	
3	越前町	福井県 (水管理・国土保全局)	越前海岸厨地区 (丹生郡越前町厨17字大厨14番地の2南東端~70字南布山208番地南西端)	護岸	386m	5.0	将来の波浪・高潮による必要天端高	5.2~7.1	越前町の 一部	住宅地 商業地 山林	日常巡視、異常気象時等の点検および長寿命化計画に基づく点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
				離岸堤	6基 450m	—	—	—	—	—	
				人エリーフ	2基 285m	—	—	—	—	—	
				消波工	555m	—	—	—	—	—	
4	越前町	福井県 (水管理・国土保全局)	越前海岸茂原地区 (丹生郡越前町茂原5字下垣内50番地の2北西端~11字滝浜20番地の1東南端)	護岸	355m	5.5	将来の波浪・高潮による必要天端高	6.3	越前町の 一部	住宅地	日常巡視、異常気象時等の点検および長寿命化計画に基づく点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。

※将来の気候変動を考慮し、2℃上昇を前提とした2100年時点の必要天端高(平均海面水位の上昇と潮位偏差の増大を考慮)を示す。

なお、規模(計画2100年時点)には、現況の最小天端高、将来の設計津波水位及び将来の波浪・高潮による必要天端高を比較して最も高い値を記載している。

(将来の設計津波水位及び将来の波浪・高潮による必要天端高には余裕高(0.17m)を考慮し、0.1mビッチで切り上げている。)

将来の波浪・高潮による必要天端高は、国土交通省 水管理・国土保全局、国土交通省 港湾局所管の地区海岸については50年確率波浪を、農林水産省 水産庁、農林水産省 農村振興局所管では30年確率波浪を対象としている。

また、必要天端高の算出方法は防護ラインが汀線より陸側であればうちあげ高、海側であれば越波量を用いて算出した。

施設を整備する際は、本必要天端高を参考に、個別に必要な調査、検討を実施して設計するものとする。

1. 海岸保全施設の在する区域、海岸保全施設の規模、海岸保全施設の維持又は修繕の方法(2/17)

区域 番号	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域	種類	現況		規模(計画2100年時点)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名、地区海岸名 (地先)		延長等	天端高 (T.P.m)	設定根拠	天端高(T.P.m)	地域	状況	
5	越前町	福井県 (農村振興局)	越前海岸高佐茂原地区 (越前町茂原11号字下滝浜21番地の1~高佐16字黒石13番地の1)	護岸	275m	5.5	将来の波浪・高潮による必要天端高	6.3	越前町の一部	農地	日常巡視、異常気象時等の点検および長寿命化計画に基づく点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
				離岸堤	1基 79m	—	—	—	—	—	
				人エリーフ	1基 113m	—	—	—	—	—	
				突堤	2基 263m	—	—	—	—	—	
6	越前町	越前町 (水産庁)	白浜(城崎)漁港海岸 (丹生郡越前町高佐21字中長谷6の1番地)	背後地盤高	—	5.5	現況背後地盤高	5.5	—	—	—
				消波堤	26.5m	—	—	—	—	—	日常巡視、異常気象時等の点検および長寿命化計画に基づく点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
7	越前町	福井県 (水管理・国土保全局)	越前海岸高佐地区 (丹生郡越前町米ノ第41字合ヶ窪15の8番地~46字壁石13の2番地南々西端)	護岸	186m	3.9 ~6.0	将来の波浪・高潮による必要天端高	4.2	越前町の一部	住宅地	日常巡視、異常気象時等の点検および長寿命化計画に基づく点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
				離岸堤	1基 65m	—	—	—	—	—	
				消波工	90m	—	—	—	—	—	

※将来の気候変動を考慮し、2℃上昇を前提とした2100年時点の必要天端高（平均海面水位の上昇と潮位偏差の増大を考慮）を示す。

なお、規模（計画2100年時点）には、現況の最小天端高、将来の設計津波水位及び将来の波浪・高潮による必要天端高を比較して最も高い値を記載している。

（将来の設計津波水位及び将来の波浪・高潮による必要天端高には余裕高(0.17m)を考慮し、0.1mピッチで切り上げている。）

将来の波浪・高潮による必要天端高は、国土交通省 水管理・国土保全局、国土交通省 港湾局所管の地区海岸については50年確率波浪を、農林水産省 水産庁、農林水産省 農村振興局所管では30年確率波浪を対象としている。

また、必要天端高の算出方法は防護ラインが汀線より陸側であればうちあげ高、海側であれば越波量を用いて算出した。

施設を整備する際は、本必要天端高を参考に、個別に必要な調査、検討を実施して設計するものとする。

施設種類が「背後地盤高」の箇所は、影響度評価の根拠として記載しており、海岸保全施設ではないことに留意する。

1. 海岸保全施設の在する区域、海岸保全施設の規模、海岸保全施設の維持又は修繕の方法(3/17)

区域 番号	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域	種類	現況		規模(計画2100年時点)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名、地区海岸名 (地先)		延長等	天端高 (T.P.m)	設定根拠	天端高(T.P.m)	地域	状況	
8	越前町	越前町 (水産庁)	米の浦漁港海岸 (丹生郡越前町米ノ66字下大長 谷18番地の1)	護岸	254.1m	7.2	将来の波浪・高潮によ る必要天端高	8.9	越前町の 一部	住宅地 道路	日常巡視、異常気象時等の点検およ び長寿命化計画に基づく点検を実施 し、適切な維持・修繕を行う。
				離岸堤	1基 80.0m	3.5	—	—	—	—	
				消波堤	58.7m	7.05	—	—	—	—	
				消波工	2基 233.9m	5.5 ～6.2	—	—	—	—	
9	南越前町	南越前町 (水産庁)	糠漁港海岸 (丹生郡南越前町糠111字西ヶ 平25号1番)	護岸	135.0m	5.0 ～7.0	将来の波浪・高潮によ る必要天端高	8.1	南越前町 の一部	住宅地 道路	日常巡視、異常気象時等の点検およ び長寿命化計画に基づく点検を実施 し、適切な維持・修繕を行う。
				離岸堤	6基 305.8m	2.0 ～6.0	—	—	—	—	
				人エリーフ	1基 99.1m	—	—	—	—	—	
				突堤	2基 96.8m	0.6 ～2.0	—	—	—	—	
				消波堤	151.0m	—	—	—	—	—	
				消波工	1基 105.9m	6.0	—	—	—	—	

※将来の気候変動を考慮し、2℃上昇を前提とした2100年時点の必要天端高(平均海面水位の上昇と潮位偏差の増大を考慮)を示す。

なお、規模(計画2100年時点)には、現況の最小天端高、将来の設計津波水位及び将来の波浪・高潮による必要天端高を比較して最も高い値を記載している。

(将来の設計津波水位及び将来の波浪・高潮による必要天端高には余裕高(0.17m)を考慮し、0.1mピッチで切り上げている。)

将来の波浪・高潮による必要天端高は、国土交通省 水管理・国土保全局、国土交通省 港湾局所管の地区海岸については50年確率波浪を、農林水産省 水産庁、農林水産省 農村振興局所管では30年確率波浪を対象としている。

また、必要天端高の算出方法は防護ラインが汀線より陸側であればうちあげ高、海側であれば越波量を用いて算出した。

施設を整備する際は、本必要天端高を参考に、個別で必要な調査、検討を実施して設計するものとする。

1. 海岸保全施設の在する区域、海岸保全施設の規模、海岸保全施設の維持又は修繕の方法(4/17)

区域 番号	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域	種類	現況		規模(計画2100年時点)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名、地区海岸名 (地先)		延長等	天端高 (T.P.m)	設定根拠	天端高(T.P.m)	地域	状況	
10	南越前町	福井県 (水管理・国土保全 局)	河野海岸甲楽城第1地区 (南条郡南越前町甲楽城第7字 下長谷6の3～糠11字上長谷6 番)	護岸	337m	5.0	現況の最小天端高	5.0	南越前町 の一部	住宅地 農用地 山林	日常巡視、異常気象時等の点検およ び長寿命化計画に基づく点検を実施 し、適切な維持・修繕を行う。
				離岸堤	10基 622m	—	—	—	—	—	
				消波工	111m	—	—	—	—	—	
11	南越前町	福井県 (水管理・国土保全 局)	河野海岸甲楽城第2地区 (南条郡南越前町甲楽城第14号 森浜3の2番地南端～7号下長谷 8番地北端)	護岸	409m	5.0 ～5.5	将来の波浪・高潮によ る必要天端高	5.1	南越前町 の一部	住宅地 農用地 山林	日常巡視、異常気象時等の点検およ び長寿命化計画に基づく点検を実施 し、適切な維持・修繕を行う。
				離岸堤	1基 25m	—	—	—			
12	南越前町	福井県 (水管理・国土保全 局)	河野海岸河野地区 (南条郡南越前町河野1字北の 町58番地南端～今泉17字上の 山17番地の1西端)	護岸	569m	4.7 ～6.0	将来の波浪・高潮によ る必要天端高	6.2	南越前町 の一部	住宅地 山林	日常巡視、異常気象時等の点検およ び長寿命化計画に基づく点検を実施 し、適切な維持・修繕を行う。
				消波工	569m	—	—	—	—	—	
13	南越前町	南越前町 (水産庁)	河野漁港海岸 (丹生郡南越前町河野25字沙場 13番1)	護岸	592.7m	5.0	現況の最小天端高	5.0	—	—	日常巡視、異常気象時等の点検およ び長寿命化計画に基づく点検を実施 し、適切な維持・修繕を行う。
				離岸堤	5基 211.0m	2.0 ～3.5	—	—	—	—	
				消波堤	138.0m	3.7	—	—	—	—	
				消波工	1基 70.0m	3.0	—	—	—	—	
14	敦賀市	福井県 (水管理・国土保全 局)	河野海岸大谷地区 (南条郡南越前町大谷第108字 長谷26番地南西端地先～大良 第32字鍋割9番地北端地先)	背後 地盤高	—	7.0	現況背後地盤高	7.0	—	—	—

※将来の気候変動を考慮し、2℃上昇を前提とした2100年時点の必要天端高(平均海面水位の上昇と潮位偏差の増大を考慮)を示す。

なお、規模(計画2100年時点)には、現況の最小天端高、将来の設計津波水位及び将来の波浪・高潮による必要天端高を比較して最も高い値を記載している。

(将来の設計津波水位及び将来の波浪・高潮による必要天端高には余裕高(0.17m)を考慮し、0.1mピッチで切り上げている。)

将来の波浪・高潮による必要天端高は、国土交通省 水管理・国土保全局、国土交通省 港湾局所管の地区海岸については50年確率波浪を、農林水産省 水産庁、農林水産省 農村振興局所管では30年確率波浪を対象としている。

また、必要天端高の算出方法は防護ラインが汀線より陸側であればうちあげ高、海側であれば越波量を用いて算出した。

施設を整備する際は、本必要天端高を参考に、個別に必要な調査、検討を実施して設計するものとする。

施設種類が「背後地盤高」の箇所は、影響度評価の根拠として記載しており、海岸保全施設ではないことに留意する。

1. 海岸保全施設の在する区域、海岸保全施設の規模、海岸保全施設の維持又は修繕の方法(5/17)

区域 番号	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域	種類	現況		規模(計画2100年時点)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名、地区海岸名 (地先)		延長等	天端高 (T.P.m)	設定根拠	天端高(T.P.m)	地域	状況	
15	敦賀市	福井県 (水管理・国土保全局)	敦賀海岸大比田地区 (敦賀市元比田15号字堂ノ上1番地の2北西端～大比田31号字村の腰1番地西南端)	護岸	1,121m	5.0 ～5.5	現況の最小天端高	5.0 ～5.5	敦賀市の一部	住宅地 農用地 山林	日常巡視、異常気象時等の点検および長寿命化計画に基づく点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
				離岸堤	2基 296m	—	—	—	—	—	
				入エリーフ	3基 304m	—	—	—	—	—	
16	敦賀市	福井県 (農村振興局)	敦賀海岸横浜地区 (敦賀市横浜2号字下向山3番地～大比田32号字浜田14番地の1)	護岸	1,105m	5.6	現況の最小天端高	5.6	敦賀市の一部	農地	日常巡視、異常気象時等の点検および長寿命化計画に基づく点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
				離岸堤	7基 518m	—	—	—	—	—	
				突堤	1基 240m	—	—	—	—	—	
17	敦賀市	福井県 (水管理・国土保全局)	敦賀海岸東浦地区 (敦賀市杉津3号字小丸3番地南端～江良5号字松ヶ崎5番地北西端)	護岸	1,844m	3.0	将来の波浪・高潮による必要天端高	3.3	敦賀市の一部	住宅地 農用地	日常巡視、異常気象時等の点検および長寿命化計画に基づく点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
				離岸堤	14基 1,396m	—	—	—	—	—	
				突堤	10基 560m	—	—	—	—	—	
				消波工	548m	—	—	—	—	—	
18	敦賀市	福井県 (港湾局)	敦賀港海岸江良地区 (敦賀市江良1号月ヶ谷28の5番地西角から西へ)	護岸	225m	2.5	将来の波浪・高潮による必要天端高	4.9	敦賀市の一部	道路 山林	日常巡視、異常気象時等の点検および長寿命化計画に基づく点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。

※将来の気候変動を考慮し、2℃上昇を前提とした2100年時点の必要天端高(平均海面水位の上昇と潮位偏差の増大を考慮)を示す。

なお、規模(計画2100年時点)には、現況の最小天端高、将来の設計津波水位及び将来の波浪・高潮による必要天端高を比較して最も高い値を記載している。

(将来の設計津波水位及び将来の波浪・高潮による必要天端高には余裕高(0.17m)を考慮し、0.1mビッチで切り上げている。)

将来の波浪・高潮による必要天端高は、国土交通省 水管理・国土保全局、国土交通省 港湾局所管の地区海岸については50年確率波浪を、農林水産省 水産庁、農林水産省 農村振興局所管では30年確率波浪を対象としている。

また、必要天端高の算出方法は防護ラインが汀線より陸側であればうちあげ高、海側であれば越波量を用いて算出した。

施設を整備する際は、本必要天端高を参考に、個別に必要な調査、検討を実施して設計するものとする。

1. 海岸保全施設の在する区域、海岸保全施設の規模、海岸保全施設の維持又は修繕の方法(6/17)

区域 番号	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域	種類	現況		規模(計画2100年時点)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名、地区海岸名 (地先)		延長等	天端高 (T.P.m)	設定根拠	天端高(T.P.m)	地域	状況	
19	敦賀市	福井県 (港湾局)	敦賀港海岸赤崎・鞠山地区 (北緯35度40分50秒 東経 136度6分24秒の3等三角点か ら286度の方向へ1,970mの点 から南へ)	護岸	1,571m	2.0 ~2.5	将来の波浪・高潮によ る必要天端高	2.2	敦賀市の 一部	住宅地 道路 農用地	日常巡視、異常気象時等の点検およ び長寿命化計画に基づく点検を実施 し、適切な維持・修繕を行う。
				離岸堤	3基 442m	1.5	—	—	—	—	
				防砂堤 (人工リー フ)	3基 630m	-2.0	—	—	—	—	
				突堤	7基 874m	1.0 ~2.4	—	—	—	—	
				消波工	168m	—	—	—	—	—	
				導流堤	1基 64m	1.0	—	—	—	—	
				防砂堤	1基 100m	1.0	—	—	—	—	
20	敦賀市	福井県 (港湾局)	敦賀港海岸松島地区 (敦賀市松島130字松原(北緯 35度39分18秒 東経136度2 分49秒)から東へ)	護岸	326m	4.5	現況の最小天端高	4.5	敦賀市の 一部	住宅地 道路 小学校	日常巡視、異常気象時等の点検およ び長寿命化計画に基づく点検を実施 し、適切な維持・修繕を行う。
				離岸堤	2基 240m	2.0	—	—	—	—	
				突堤	4基 246m	1.0 ~1.2	—	—	—	—	

※将来の気候変動を考慮し、2℃上昇を前提とした2100年時点の必要天端高(平均海面水位の上昇と潮位偏差の増大を考慮)を示す。

なお、規模(計画2100年時点)には、現況の最小天端高、将来の設計津波水位及び将来の波浪・高潮による必要天端高を比較して最も高い値を記載している。

(将来の設計津波水位及び将来の波浪・高潮による必要天端高には余裕高(0.17m)を考慮し、0.1mビッチで切り上げている。)

将来の波浪・高潮による必要天端高は、国土交通省 水管理・国土保全局、国土交通省 港湾局所管の地区海岸については50年確率波浪を、農林水産省 水産庁、農林水産省 農村振興局所管では30年確率波浪を対象としている。

また、必要天端高の算出方法は防護ラインが汀線より陸側であればうちあげ高、海側であれば越波量を用いて算出した。

施設を整備する際は、本必要天端高を参考に、個別で必要な調査、検討を実施して設計するものとする。

1. 海岸保全施設の在する区域、海岸保全施設の規模、海岸保全施設の維持又は修繕の方法(7/17)

区域番号	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域	種類	現況		規模(計画2100年時点)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名、地区海岸名 (地先)		延長等	天端高 (T.P.m)	設定根拠	天端高(T.P.m)	地域	状況	
21	敦賀市	福井県 (港湾局)	敦賀港海岸常宮地区 (敦賀市櫛川91号字イトコ崎2の1番地北東角から北へ)	護岸	2,707m	2.0 ~2.5	将来の波浪・高潮による必要天端高	3.2 (名子崎より東側)	敦賀市の一部	住宅地 道路 山林	日常巡視、異常気象時等の点検および長寿命化計画に基づく点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
							将来の設計津波水位	2.1 (名子崎より西側)			
				離岸堤	15基 1,385m	1.0 ~1.5	—	—	—	—	
				突堤	36基 1,002m	1.0 ~1.5	—	—	—	—	
22	敦賀市	福井県 (水管理・国土保全局)	敦賀海岸白木地区 (敦賀市白木16字松ヶ崎1番地の2北東端~49字浜地(白木漁港区域境界線))	護岸	204m	5.5	現況の最小天端高	5.5	敦賀市の一部	住宅地	日常巡視、異常気象時等の点検および長寿命化計画に基づく点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
				離岸堤	1基 88m	—	—	—	—	—	
				突堤	1基 45m	—	—	—	—	—	
23	美浜町	福井県 (水管理・国土保全局)	美浜海岸竹波地区 (三方郡美浜町丹生66号字川坂山5番地の2東南端~菅浜132号城ヶ崎5番地の4北端)	護岸	1,235m	4.0 ~5.5	将来の波浪・高潮による必要天端高	4.7	美浜町の一部	住宅地 農用地 山林	日常巡視、異常気象時等の点検および長寿命化計画に基づく点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
				離岸堤	5基 425m	—	—	—	—	—	
				人エリーフ	264m	—	—	—	—	—	

※将来の気候変動を考慮し、2℃上昇を前提とした2100年時点の必要天端高(平均海面水位の上昇と潮位偏差の増大を考慮)を示す。

なお、規模(計画2100年時点)には、現況の最小天端高、将来の設計津波水位及び将来の波浪・高潮による必要天端高を比較して最も高い値を記載している。

(将来の設計津波水位及び将来の波浪・高潮による必要天端高には余裕高(0.17m)を考慮し、0.1mビッチで切り上げている。)

将来の波浪・高潮による必要天端高は、国土交通省 水管理・国土保全局、国土交通省 港湾局所管の地区海岸については50年確率波浪を、農林水産省 水産庁、農林水産省 農村振興局所管では30年確率波浪を対象としている。

また、必要天端高の算出方法は防護ラインが汀線より陸側であればうちあげ高、海側であれば越波量を用いて算出した。

施設を整備する際は、本必要天端高を参考に、個別に必要な調査、検討を実施して設計するものとする。

1. 海岸保全施設の在する区域、海岸保全施設の規模、海岸保全施設の維持又は修繕の方法(8/17)

区域 番号	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域	種類	現況		規模(計画2100年時点)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名、地区海岸名 (地先)		延長等	天端高 (T.P.m)	設定根拠	天端高(T.P.m)	地域	状況	
24	美浜町	美浜町 (水産庁)	管浜漁港海岸 (三方郡美浜町管浜第89号松下 24の1番地)	護岸	664.3m	3.0	現況の最小天端高	3.0	美浜町の 一部	住宅地 道路	日常巡視、異常気象時等の点検お よび長寿命化計画に基づく点検を実 施し、適切な維持・修繕を行う。
				離岸堤	3基 279.6m	2.0	—	—	—	—	
				突堤	1基 57.3m	1.3	—	—	—	—	
25	美浜町	福井県 (水管理・国土保全 局)	美浜海岸佐田地区 (三方郡美浜町山上23号字川尻 4番地南西端～管浜100号字南 所13番地東北端)	護岸	2,712m	6.2	現況の最小天端高	6.2	美浜町の 一部	住宅地 農用地 山林	日常巡視、異常気象時等の点検およ び長寿命化計画に基づく点検を実施 し、適切な維持・修繕を行う。
				離岸堤	11基 1,112m	—	—	—	—	—	
				人工リーフ	3基 600m	—	—	—	—	—	
26	美浜町	美浜町 (水産庁)	坂尻漁港海岸 (三方郡美浜町坂尻第15号岸上 9番地)	護岸	757.0m	4.0	現況の最小天端高	4.0	美浜町の 一部	住宅地 道路	日常巡視、異常気象時等の点検およ び長寿命化計画に基づく点検を実施 し、適切な維持・修繕を行う。
				離岸堤	7基 559.8m	2.0	—	—	—	—	
				消波工	50m	4.0	—	—	—	—	
				防波堤	116.0m	0.65 ～2.5	—	—	—	—	
				防砂堤	56.0m	1.2	—	—	—	—	
				道路	100m	—	—	—	—	—	

※将来の気候変動を考慮し、2℃上昇を前提とした2100年時点の必要天端高（平均海面水位の上昇と潮位偏差の増大を考慮）を示す。

なお、規模（計画2100年時点）には、現況の最小天端高、将来の設計津波水位及び将来の波浪・高潮による必要天端高を比較して最も高い値を記載している。

（将来の設計津波水位及び将来の波浪・高潮による必要天端高には余裕高(0.17m)を考慮し、0.1mピッチで切り上げている。）

将来の波浪・高潮による必要天端高は、国土交通省 水管理・国土保全局、国土交通省 港湾局所管の地区海岸については50年確率波浪を、農林水産省 水産庁、農林水産省 農村振興局所管では30年確率波浪を対象としている。

また、必要天端高の算出方法は防護ラインが汀線より陸側であればうちあげ高、海側であれば越波量を用いて算出した。

施設を整備する際は、本必要天端高を参考に、個別に必要な調査、検討を実施して設計するものとする。

1. 海岸保全施設の在する区域、海岸保全施設の規模、海岸保全施設の維持又は修繕の方法(9/17)

区域番号	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域	種類	現況		規模(計画2100年時点)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名、地区海岸名 (地先)		延長等	天端高 (T.P.m)	設定根拠	天端高(T.P.m)	地域	状況	
27	美浜町	福井県 (水管理・国土保全局)	美浜海岸久々子地区 (三方郡美浜町久々子47号字弁天1番地南々東端～和田6号字上ヶ浜18番地の3東端)	護岸	3,103m	5.5	現況の最小天端高	5.5	美浜町の一部	住宅地 農用地	日常巡視、異常気象時等の点検および長寿命化計画に基づく点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
				離岸堤	22基 2,062m	—	—	—	—	—	
				突堤	4基 290m	—	—	—	—	—	
28	美浜町	福井県 (水産庁)	早瀬漁港海岸 (三方郡美浜町早瀬49字甲ヶ崎1番2)	護岸	541.5m	2.5	将来の波浪・高潮による必要天端高	3.0	美浜町の一部	住宅地	日常巡視、異常気象時等の点検および長寿命化計画に基づく点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
				離岸堤	7基 389.1m	2.1	—	—	—	—	
				突堤	4基 140.0m	1.0 ～2.1	—	—	—	—	
				防砂堤	83.0m	1.0 ～1.5	—	—	—	—	
				防潮林	190.0m	—	—	—	—	—	
29	美浜町	福井県 (水産庁)	日向漁港海岸 (三方郡美浜町日向72号沖ノ馳1番)	護岸	1114.2m	3.5	将来の波浪・高潮による必要天端高	5.3	美浜町の一部	住宅地 道路	日常巡視、異常気象時等の点検および長寿命化計画に基づく点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
				離岸堤	1基 50.1m	2.0	—	—	—	—	
				消波工	2基 404.0m	3.0～4.0	—	—	—	—	
30	若狭町	若狭町 (水産庁)	常神漁港海岸 (三方上中郡若狭町常神第4号塔平4番地)	護岸	407.1m	2.5	将来の波浪・高潮による必要天端高	3.1	若狭町の一部	住宅地	日常巡視、異常気象時等の点検および長寿命化計画に基づく点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。

※将来の気候変動を考慮し、2℃上昇を前提とした2100年時点の必要天端高（平均海面水位の上昇と潮位偏差の増大を考慮）を示す。

なお、規模（計画2100年時点）には、現況の最小天端高、将来の設計津波水位及び将来の波浪・高潮による必要天端高を比較して最も高い値を記載している。

（将来の設計津波水位及び将来の波浪・高潮による必要天端高には余裕高(0.17m)を考慮し、0.1mビッチで切り上げている。）

将来の波浪・高潮による必要天端高は、国土交通省 水管理・国土保全局、国土交通省 港湾局所管の地区海岸については50年確率波浪を、農林水産省 水産庁、農林水産省 農村振興局所管では30年確率波浪を対象としている。

また、必要天端高の算出方法は防護ラインが汀線より陸側であればうちあげ高、海側であれば越波量を用いて算出した。

施設を整備する際は、本必要天端高を参考に、個別に必要な調査、検討を実施して設計するものとする。

1. 海岸保全施設の在する区域、海岸保全施設の規模、海岸保全施設の維持又は修繕の方法(10/17)

区域番号	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域	種類	現況		規模(計画2100年時点)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名、地区海岸名 (地先)		延長等	天端高 (T.P.m)	設定根拠	天端高(T.P.m)	地域	状況	
31	若狭町	福井県 (農村振興局)	三方海岸常神地区 (若狭町常神7字西ノ平1番地～ 15字小渡16番地)	護岸	917m	2.4	将来の波浪・高潮による必要天端高	4.4	若狭町の一部	農地	日常巡視、異常気象時等の点検および長寿命化計画に基づく点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
32	若狭町	若狭町 (水産庁)	神子漁港海岸 (三方上中郡若狭町神子第15号 田尻4番地)	護岸	377.1m	3.0	現況の最小天端高	3.0	若狭町の一部	住宅地	日常巡視、異常気象時等の点検および長寿命化計画に基づく点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
				離岸堤	4基 533.8m	2.5	—	—	—	—	
				突堤	1基 26.7m	1.5 ～2.0	—	—	—	—	
				消波工	2基 40.5m	3.6	—	—	—	—	
33	若狭町	若狭町 (水産庁)	小川漁港海岸 (三方上中郡若狭町小川第11号 稲越39番地)	護岸	300.9m	4.0	現況の最小天端高	4.0	若狭町の一部	住宅地	日常巡視、異常気象時等の点検および長寿命化計画に基づく点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
				離岸堤	3基 240.0m	2.0	—	—	—	—	
				突堤	1基 16.0m	1.0	—	—	—	—	
34	若狭町	福井県 (水管理・国土保全局)	三方海岸遊子地区 (三方上中郡若狭町遊子13号森の上1番地の1西南端～6号北田東北端)	護岸	67m	3.5	現況の最小天端高	3.5	若狭町の一部	住宅地 農用地	日常巡視、異常気象時等の点検および長寿命化計画に基づく点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
				離岸堤	4基 216m	—	—	—	—	—	
				突堤	3基 139m	—	—	—	—	—	
35	若狭町	若狭町 (水産庁)	塩坂越漁港海岸 (三方上中郡若狭町塩坂越第7号西谷1番地)	護岸	370.0m	3.7	将来の波浪・高潮による必要天端高	5.9	若狭町の一部	住宅地 道路	日常巡視、異常気象時等の点検および長寿命化計画に基づく点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。

※将来の気候変動を考慮し、2℃上昇を前提とした2100年時点の必要天端高(平均海面水位の上昇と潮位偏差の増大を考慮)を示す。

なお、規模(計画2100年時点)には、現況の最小天端高、将来の設計津波水位及び将来の波浪・高潮による必要天端高を比較して最も高い値を記載している。

(将来の設計津波水位及び将来の波浪・高潮による必要天端高には余裕高(0.17m)を考慮し、0.1mピッチで切り上げている。)

将来の波浪・高潮による必要天端高は、国土交通省 水管理・国土保全局、国土交通省 港湾局所管の地区海岸については50年確率波浪を、農林水産省 水産庁、農林水産省 農村振興局所管では30年確率波浪を対象としている。

また、必要天端高の算出方法は防護ラインが汀線より陸側であればうちあげ高、海側であれば越波量を用いて算出した。

施設を整備する際は、本必要天端高を参考に、個別に必要な調査、検討を実施して設計するものとする。

1. 海岸保全施設の在する区域、海岸保全施設の規模、海岸保全施設の維持又は修繕の方法(11/17)

区域 番号	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域	種類	現況		規模(計画2100年時点)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名、地区海岸名 (地先)		延長等	天端高 (T.P.m)	設定根拠	天端高(T.P.m)	地域	状況	
36	若狭町	若狭町 (水産庁)	世久見漁港海岸 (三方上中郡若狭町世久見第52号食見道115番地)	護岸	91.1m	4.0	現況の最小天端高	4.0	若狭町の 一部	住宅地 道路	日常巡視、異常気象時等の点検および長寿命化計画に基づく点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
				離岸堤	1基 64.9m	2.1	—	—	—	—	
37	若狭町	福井県 (水管理・国土保全局)	三方海岸食見地区 (三方上中郡若狭町世久見52号食見道67番地1北西端~59号水尻8番地北西端)	護岸	736m	6.5	現況の最小天端高	6.5	若狭町の 一部	住宅地 農用地	日常巡視、異常気象時等の点検および長寿命化計画に基づく点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
				人エリーフ	2基 198m	—	—	—	—	—	
				突堤	5基 415m	—	—	—	—	—	
38	小浜市	福井県 (水管理・国土保全局)	小浜海岸大浜地区 (小浜市田島143字魚見坂1番地の1~140字大浜1番地の3)	護岸	401m	4.5	現況の最小天端高	4.5	小浜市の 一部	住宅地 (国立若狭湾青少年自然の	日常巡視、異常気象時等の点検および長寿命化計画に基づく点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
				人エリーフ	2基 325m	—	—	—	—	—	
				突堤	2基 56m	—	—	—	—	—	
39	小浜市	小浜市 (水産庁)	田島漁港海岸 (小浜市田島100号孫谷4番)	護岸	344.0m	2.0	将来の波浪・高潮による必要天端高	3.6	小浜市	宅地 道路	日常巡視、異常気象時等の点検および長寿命化計画に基づく点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
				離岸堤	5基 313.0m	—	—	—	—	—	
40	小浜市	小浜市 (水産庁)	内外海漁港海岸 (小浜市矢代4号西所53番~仏谷48号砂子浜2番)	護岸	2400.0m	3.5	現況の最小天端高	3.5	小浜市	宅地 道路	日常巡視、異常気象時等の点検および長寿命化計画に基づく点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
				離岸堤	8基 573.6m	1.6 ~3.5	—	—	—	—	

※将来の気候変動を考慮し、2℃上昇を前提とした2100年時点の必要天端高(平均海面水位の上昇と潮位偏差の増大を考慮)を示す。

なお、規模(計画2100年時点)には、現況の最小天端高、将来の設計津波水位及び将来の波浪・高潮による必要天端高を比較して最も高い値を記載している。

(将来の設計津波水位及び将来の波浪・高潮による必要天端高には余裕高(0.17m)を考慮し、0.1mピッチで切り上げている。)

将来の波浪・高潮による必要天端高は、国土交通省 水管理・国土保全局、国土交通省 港湾局所管の地区海岸については50年確率波浪を、農林水産省 水産庁、農林水産省 農村振興局所管では30年確率波浪を対象としている。

また、必要天端高の算出方法は防護ラインが汀線より陸側であればうちあげ高、海側であれば越波量を用いて算出した。

施設を整備する際は、本必要天端高を参考に、個別に必要な調査、検討を実施して設計するものとする。

Ⅰ. 海岸保全施設の在する区域、海岸保全施設の規模、海岸保全施設の維持又は修繕の方法（12/17）

区域 番号	市町村名	海岸管理者 （所管）	区域	種類	現況		規模（計画2100年時点）		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名、地区海岸名 （地先）		延長等	天端高 （T.P.m）	設定根拠	天端高（T.P.m）	地域	状況	
41	小浜市	福井県 （水産庁）	小浜漁港海岸 （小浜市若狭49号絵名里23番1 ～青井33号海望山1番1）	護岸	6028.7m	2.5	将来の波浪・高潮による必要天端高	3.2～3.3	小浜市の一部	住宅地 道路	日常巡視、異常気象時等の点検および長寿命化計画に基づく点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
				離岸堤	10基 1254.0m	2.0 ～3.0	—	—	—	—	
				突堤	16基 732.1m	1.0 ～2.5	—	—			
				消波工	3基 489.3m	2.0 ～2.5	—	—			
				導流堤	261.0m	1.3 ～2.5	—	—			
42	小浜市	福井県 （農村振興局）	小浜海岸甲ヶ崎地区 （小浜市甲ヶ崎28字の場100番地～34字西右近谷2番地）	護岸	494m	2.2	将来の設計津波水位	2.2	小浜市の一部	農地	日常巡視、異常気象時等の点検および長寿命化計画に基づく点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
				樋門	1箇所	—	—	—	—	—	
43	小浜市	福井県 （水管理・国土保全局）	小浜海岸勢浜地区 （小浜市東勢浜第3号字土取3番地東北端～西勢第63号字川尻3番地の1東北端）	護岸	431m	3.5	将来の波浪・高潮による必要天端高	3.5	小浜市の一部	住宅地 農用地	日常巡視、異常気象時等の点検および長寿命化計画に基づく点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
				入エリーフ	1基 200m	—	—	—	—	—	
				突堤	1基 233m	—	—	—	—	—	

※将来の気候変動を考慮し、2℃上昇を前提とした2100年時点の必要天端高（平均海面水位の上昇と潮位偏差の増大を考慮）を示す。

なお、規模（計画2100年時点）には、現況の最小天端高、将来の設計津波水位及び将来の波浪・高潮による必要天端高を比較して最も高い値を記載している。

（将来の設計津波水位及び将来の波浪・高潮による必要天端高には余裕高（0.17m）を考慮し、0.1mピッチで切り上げている。）

将来の波浪・高潮による必要天端高は、国土交通省 水管理・国土保全局、国土交通省 港湾局所管の地区海岸については50年確率波浪を、農林水産省 水産庁、農林水産省 農村振興局所管では30年確率波浪を対象としている。

また、必要天端高の算出方法は防護ラインが汀線より陸側であればうちあげ高、海側であれば越波量を用いて算出した。

施設を整備する際は、本必要天端高を参考に、個別で必要な調査、検討を実施して設計するものとする。

1. 海岸保全施設の在する区域、海岸保全施設の規模、海岸保全施設の維持又は修繕の方法(13/17)

区域 番号	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域	種類	現況		規模(計画2100年時点)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名、地区海岸名 (地先)		延長等	天端高 (T.P.m)	設定根拠	天端高(T.P.m)	地域	状況	
44	小浜市	福井県 (水管理・国土保全局)	小浜海岸加斗地区 (小浜市本所12字片江鼻1番地 ～飯盛13字西平磯11番の1西端)	護岸	1,861m	3.0 ～4.0	現況の最小天端高	3.0～4.0	小浜市の 一部	住宅地 農用地	日常巡視、異常気象時等の点検および長寿命化計画に基づく点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
				離岸堤	8基 822.6m	—	—	—	—	—	
				突堤	5基 96.4m	—	—	—	—	—	
				消波工	264m	—	—	—	—	—	
45	小浜市	福井県 (農村振興局)	小浜海岸岡津地区 (小浜市岡津11号字東山1番地 ～1号字水通1番地)	護岸	379m	3.5	現況の最小天端高	3.5	小浜市の 一部	農地	日常巡視、異常気象時等の点検および長寿命化計画に基づく点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
				離岸堤	4基 271m	—	—	—	—	—	
46	小浜市 おおい町	福井県 (港湾局)	和田港海岸鯉川・長井地区 (小浜市加斗4等三角点(北緯 35度28分26秒 東経135度39 分45秒)から340度56分の方 向へ656.2mの点から西へ)	護岸	1,797m	1.3 ～2.5	将来の設計津波水位	2.2	小浜市お よびお い町の 一部	住宅地 道路 農用地	日常巡視、異常気象時等の点検および長寿命化計画に基づく点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
				離岸堤	4基 710m	1.8	—	—	—	—	
				突堤	6基 1,025m	1.2 ～2.8	—	—	—	—	
				消波工	510m	—	—	—	—	—	
47	おおい町	おおい町 (水産庁)	本郷漁港海岸 (大飯郡おおい町本郷150号字 西ヶ崎12番)	護岸	452.1m	2.2	将来の波浪・高潮による必要天端高	3.8	おおい町 の一部	住宅地 道路	日常巡視、異常気象時等の点検および長寿命化計画に基づく点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
48	おおい町 高浜町	福井県 (港湾局)	和田港海岸本郷地区 (大飯郡おおい町本郷第150字 西ヶ崎12番地南角から西へ)	護岸	1,452m	2.5	現況の最小天端高	2.5	おおい町 および高 浜町の 一部	住宅地 道路	日常巡視、異常気象時等の点検および長寿命化計画に基づく点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
49	おおい町 高浜町	福井県 (港湾局)	和田港海岸犬見地区 (大飯郡高浜町和田第124号字 下浜田3番地南西角から東へ)	護岸	2,258m	1.3 ～2.0	将来の設計津波水位	2.2	おおい町 および高 浜町の 一部	住宅地 道路 山林	日常巡視、異常気象時等の点検および長寿命化計画に基づく点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。

※将来の気候変動を考慮し、2℃上昇を前提とした2100年時点の必要天端高(平均海面水位の上昇と潮位偏差の増大を考慮)を示す。

なお、規模(計画2100年時点)には、現況の最小天端高、将来の設計津波水位及び将来の波浪・高潮による必要天端高を比較して最も高い値を記載している。

(将来の設計津波水位及び将来の波浪・高潮による必要天端高には余裕高(0.17m)を考慮し、0.1mピッチで切り上げている。)

将来の波浪・高潮による必要天端高は、国土交通省 水管理・国土保全局、国土交通省 港湾局所管の地区海岸については50年確率波浪を、農林水産省 水産庁、農林水産省 農村振興局所管では30年確率波浪を対象としている。

また、必要天端高の算出方法は防護ラインが汀線より陸側であればうちあげ高、海側であれば越波量を用いて算出した。

施設を整備する際は、本必要天端高を参考に、個別に必要な調査、検討を実施して設計するものとする。

1. 海岸保全施設の在する区域、海岸保全施設の規模、海岸保全施設の維持又は修繕の方法（14/17）

区域 番号	市町村名	海岸管理者 （所管）	区域	種類	現況		規模（計画2100年時点）		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名、地区海岸名 （地先）		延長等	天端高 （T.P.m）	設定根拠	天端高（T.P.m）	地域	状況	
50	おおい町	おおい町 （水産庁）	大島漁港海岸 （大飯郡おおい町大島21字赤栗 64番地～大島163字西葉夫26 番地）	護岸	2681.8m	1.3	将来の設計津波水位	2.2	おおい町 の一部	住宅地 道路	日常巡視、異常気象時等の点検およ び長寿命化計画に基づく点検を実施 し、適切な維持・修繕を行う。
				離岸堤	2基 200.0m	2.4	—	—	—	—	
				防砂堤	65.0m	1.3	—	—	—	—	
51	おおい町	福井県 （農村振興局）	大飯海岸大島第1地区 （おおい町大島32号字神田28 番地～34号字諏訪前7番地）	護岸	410m	6.3	現況の最小天端高	6.3	おおい町 の一部	農地	日常巡視、異常気象時等の点検およ び長寿命化計画に基づく点検を実施 し、適切な維持・修繕を行う。
				入エリーフ	1基 330m	—	—	—	—	—	
52	おおい町	福井県 （農村振興局）	大飯海岸大島第2地区 （おおい町大島34号字諏訪前6 番地～37号字常谷22番地）	護岸	92m	6.3	現況の最小天端高	6.3	おおい町 の一部	農地	日常巡視、異常気象時等の点検およ び長寿命化計画に基づく点検を実施 し、適切な維持・修繕を行う。
				突堤	1基 44m	—	—	—	—	—	
53	おおい町	福井県 （農村振興局）	大飯海岸添地区 （おおい町大島172号字添浦2 番地～174号の1字大山東側1 番地の1）	護岸	63m	5.7	将来の波浪・高潮によ る必要天端高	5.8	おおい町 の一部	農地	日常巡視、異常気象時等の点検およ び長寿命化計画に基づく点検を実施 し、適切な維持・修繕を行う。
				離岸堤	2基 80m	—	—	—	—	—	

※将来の気候変動を考慮し、2℃上昇を前提とした2100年時点の必要天端高（平均海面水位の上昇と潮位偏差の増大を考慮）を示す。

なお、規模（計画2100年時点）には、現況の最小天端高、将来の設計津波水位及び将来の波浪・高潮による必要天端高を比較して最も高い値を記載している。

（将来の設計津波水位及び将来の波浪・高潮による必要天端高には余裕高（0.17m）を考慮し、0.1mピッチで切り上げている。）

将来の波浪・高潮による必要天端高は、国土交通省 水管理・国土保全局、国土交通省 港湾局所管の地区海岸については50年確率波浪を、農林水産省 水産庁、農林水産省 農村振興局所管では30年確率波浪を対象としている。

また、必要天端高の算出方法は防護ラインが汀線より陸側であればうちあげ高、海側であれば越波量を用いて算出した。

施設を整備する際は、本必要天端高を参考に、個別で必要な調査、検討を実施して設計するものとする。

1. 海岸保全施設の在する区域、海岸保全施設の規模、海岸保全施設の維持又は修繕の方法(15/17)

区域 番号	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域	種類	現況		規模(計画2100年時点)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名、地区海岸名 (地先)		延長等	天端高 (T.P.m)	設定根拠	天端高(T.P.m)	地域	状況	
54	高浜町	福井県 (港湾局)	和田港海岸和田地区 (大飯郡高浜町和田第127号西 浦筋26の2番地西角から東へ、 大飯郡高浜町和田第129号愛宕 山2の1(北緯35度29分37秒 東経135度34分46.08)から西 へ)	護岸	767m	2.5	将来の波浪・高潮によ る必要天端高	3.8	高浜町の 一部	住宅地 道路	日常巡視、異常気象時等の点検およ び長寿命化計画に基づく点検を実施 し、適切な維持・修繕を行う。
				離岸堤	1基 200m	1.5	—	—	高浜町の 一部	住宅地 道路	
				離岸堤 (人エリー フ)	2基 185m	-0.5	—	—		—	
				防砂堤 (人エリー フ)	—	—	—	—	—	—	
				突堤	18基 1,352m	0.0 ~2.5	—	—	—	—	
				消波工	200m	—	—	—	—	—	
55	高浜町	福井県 (水産庁)	高浜漁港海岸 (大飯郡高浜町事代3字三の丸1 2番1~立石21字西須圭6番2)	護岸	1753.4m	4.5	現況の最小天端高	4.5	高浜町の 一部	住宅地 道路	日常巡視、異常気象時等の点検およ び長寿命化計画に基づく点検を実施 し、適切な維持・修繕を行う。
				離岸堤	5基 276.5m	-0.8 ~2.3	—	—	—	—	
				突堤	7基 756.4m	2.0	—	—	—	—	
56	高浜町	福井県 (水管理・国土保全 局)	高浜海岸高浜地区 (大飯郡高浜町難波江34号字厩 田2番地北端~畑11号字東畑後 10番地東南端)	護岸	3,106m	4.0	現況の最小天端高	4.0	高浜町の 一部	住宅地 農用地	日常巡視、異常気象時等の点検およ び長寿命化計画に基づく点検を実施 し、適切な維持・修繕を行う。
				離岸堤	13基 1,779m	—	—	—	—	—	
				突堤	2基 66m	—	—	—	—	—	
				人エリーフ	1基 107m	—	—	—	—	—	

※将来の気候変動を考慮し、2℃上昇を前提とした2100年時点の必要天端高(平均海面水位の上昇と潮位偏差の増大を考慮)を示す。

なお、規模(計画2100年時点)には、現況の最小天端高、将来の設計津波水位及び将来の波浪・高潮による必要天端高を比較して最も高い値を記載している。

(将来の設計津波水位及び将来の波浪・高潮による必要天端高には余裕高(0.17m)を考慮し、0.1mピッチで切り上げている。)

将来の波浪・高潮による必要天端高は、国土交通省 水管理・国土保全局、国土交通省 港湾局所管の地区海岸については50年確率波浪を、農林水産省 水産庁、農林水産省 農村振興局所管では30年確率波浪を対象としている。

また、必要天端高の算出方法は防護ラインが汀線より陸側であればうちあげ高、海側であれば越波量を用いて算出した。

施設を整備する際は、本必要天端高を参考に、個別に必要な調査、検討を実施して設計するものとする。

1. 海岸保全施設の在する区域、海岸保全施設の規模、海岸保全施設の維持又は修繕の方法(16/17)

区域 番号	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域	種類	現況		規模(計画2100年時点)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名、地区海岸名 (地先)		延長等	天端高 (T.P.m)	設定根拠	天端高(T.P.m)	地域	状況	
57	高浜町	高浜町 (水産庁)	小黒飯漁港海岸 (大飯郡高浜町小黒飯22字宮前4番)	護岸	330.0m	5.2	現況の最小天端高	5.2	高浜町の 一部	住宅地 道路	日常巡視、異常気象時等の点検および長寿命化計画に基づく点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
				離岸堤	2基 101.3m	3.0	—	—	—	—	
				消波工	4基 197.9m	3.3~4.3	—	—	—	—	
58	高浜町	福井県 (農村振興局)	高浜海岸音海地区 (高浜町音海第25字高越1番地 ~第28号字中高越3番地)	護岸	230m	5.0	将来の波浪・高潮による必要天端高	6.9	高浜町の 一部	農地	日常巡視、異常気象時等の点検および長寿命化計画に基づく点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
59	高浜町	福井県 (港湾局)	内浦港海岸音海地区 (大飯郡高浜町音海第50号字朱竹2の1番地北西角)	護岸	269m	1.5	将来の波浪・高潮による必要天端高	3.1	高浜町の 一部	道路 山林	日常巡視、異常気象時等の点検および長寿命化計画に基づく点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
				消波工	226m	—	—	—	—	—	
60	高浜町	高浜町 (水産庁)	音海漁港海岸 (大飯郡高浜町音海78字入江3番の1)	護岸	464.0m	3.0	将来の波浪・高潮による必要天端高	3.1	高浜町の 一部	住宅地 道路	日常巡視、異常気象時等の点検および長寿命化計画に基づく点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
61	高浜町	福井県 (農村振興局)	高浜海岸神野浦第1地区 (高浜町神野浦第2号字空14番地の2~第16号字見上山22番地)	護岸	288m	3.0	将来の波浪・高潮による必要天端高	3.1	高浜町の 一部	農地	日常巡視、異常気象時等の点検および長寿命化計画に基づく点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
62	高浜町	福井県 (農村振興局)	高浜海岸神野浦第2地区 (高浜町神野浦第14号字深田3番地~音海第5号字金切田2番地)	護岸	273m	3.0	将来の波浪・高潮による必要天端高	3.4	高浜町の 一部	農地	日常巡視、異常気象時等の点検および長寿命化計画に基づく点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
63	高浜町	福井県 (農村振興局)	高浜海岸山中地区 (高浜町山中第17号字長岩1番地~第61号字広瀬下3番地)	護岸	559m	3.0	現況の最小天端高	3.0	高浜町の 一部	農地	日常巡視、異常気象時等の点検および長寿命化計画に基づく点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
				離岸堤	3基 237m	—	—	—	—	—	
				突堤	1基 24m	—	—	—	—	—	

※将来の気候変動を考慮し、2℃上昇を前提とした2100年時点の必要天端高(平均海面水位の上昇と潮位偏差の増大を考慮)を示す。

なお、規模(計画2100年時点)には、現況の最小天端高、将来の設計津波水位及び将来の波浪・高潮による必要天端高を比較して最も高い値を記載している。

(将来の設計津波水位及び将来の波浪・高潮による必要天端高には余裕高(0.17m)を考慮し、0.1mピッチで切り上げている。)

将来の波浪・高潮による必要天端高は、国土交通省 水管理・国土保全局、国土交通省 港湾局所管の地区海岸については50年確率波浪を、農林水産省 水産庁、農林水産省 農村振興局所管では30年確率波浪を対象としている。

また、必要天端高の算出方法は防護ラインが汀線より陸側であればうちあげ高、海側であれば越流量を用いて算出した。

施設を整備する際は、本必要天端高を参考に、個別で必要な調査、検討を実施して設計するものとする。

1. 海岸保全施設の在する区域、海岸保全施設の規模、海岸保全施設の維持又は修繕の方法(17/17)

区域 番号	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域	種類	現況		規模(計画2100年時点)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名、地区海岸名 (地先)		延長等	天端高 (T.P.m)	設定根拠	天端高(T.P.m)	地域	状況	
64	高浜町	福井県 (農村振興局)	高浜海岸宮尾第1地区 (高浜町宮尾39号字稲ノ浦16番 地～54号向浜3番地)	護岸	335m	3.0	現況の最小天端高	3.0	高浜町の 一部	農地	日常巡視、異常気象時等の点検およ び長寿命化計画に基づく点検を実施 し、適切な維持・修繕を行う。
65	高浜町	福井県 (農村振興局)	高浜海岸宮尾第2地区 (高浜町宮尾31号字カマエダ10 番地～33号字下20番地)	護岸	207m	3.5	将来の波浪・高潮によ る必要天端高	3.6	高浜町の 一部	農地	日常巡視、異常気象時等の点検およ び長寿命化計画に基づく点検を実施 し、適切な維持・修繕を行う。
				離岸堤	1基 75m	—	—	—	—	—	
66	高浜町	福井県 (水管理・国土保全 局)	高浜海岸日引地区 (大飯郡高浜町日引第5字堂浜3 3番地北角～第25字地下谷2番 地南角)	護岸	247m	2.5 ～3.5	将来の波浪・高潮によ る必要天端高	3.4	高浜町の 一部	住宅地	日常巡視、異常気象時等の点検およ び長寿命化計画に基づく点検を実施 し、適切な維持・修繕を行う。
				離岸堤	2基 84m	—	—	—	—	—	
67	高浜町	高浜町 (水産庁)	上瀬漁港海岸 (大飯郡高浜町日引5字堂浜33 番地～上瀬11字大野30番)	護岸	441.0m	3.5	将来の波浪・高潮によ る必要天端高	6.1	高浜町の 一部	住宅地 道路	日常巡視、異常気象時等の点検およ び長寿命化計画に基づく点検を実施 し、適切な維持・修繕を行う。

※将来の気候変動を考慮し、2℃上昇を前提とした2100年時点の必要天端高(平均海面水位の上昇と潮位偏差の増大を考慮)を示す。

なお、規模(計画2100年時点)には、現況の最小天端高、将来の設計津波水位及び将来の波浪・高潮による必要天端高を比較して最も高い値を記載している。

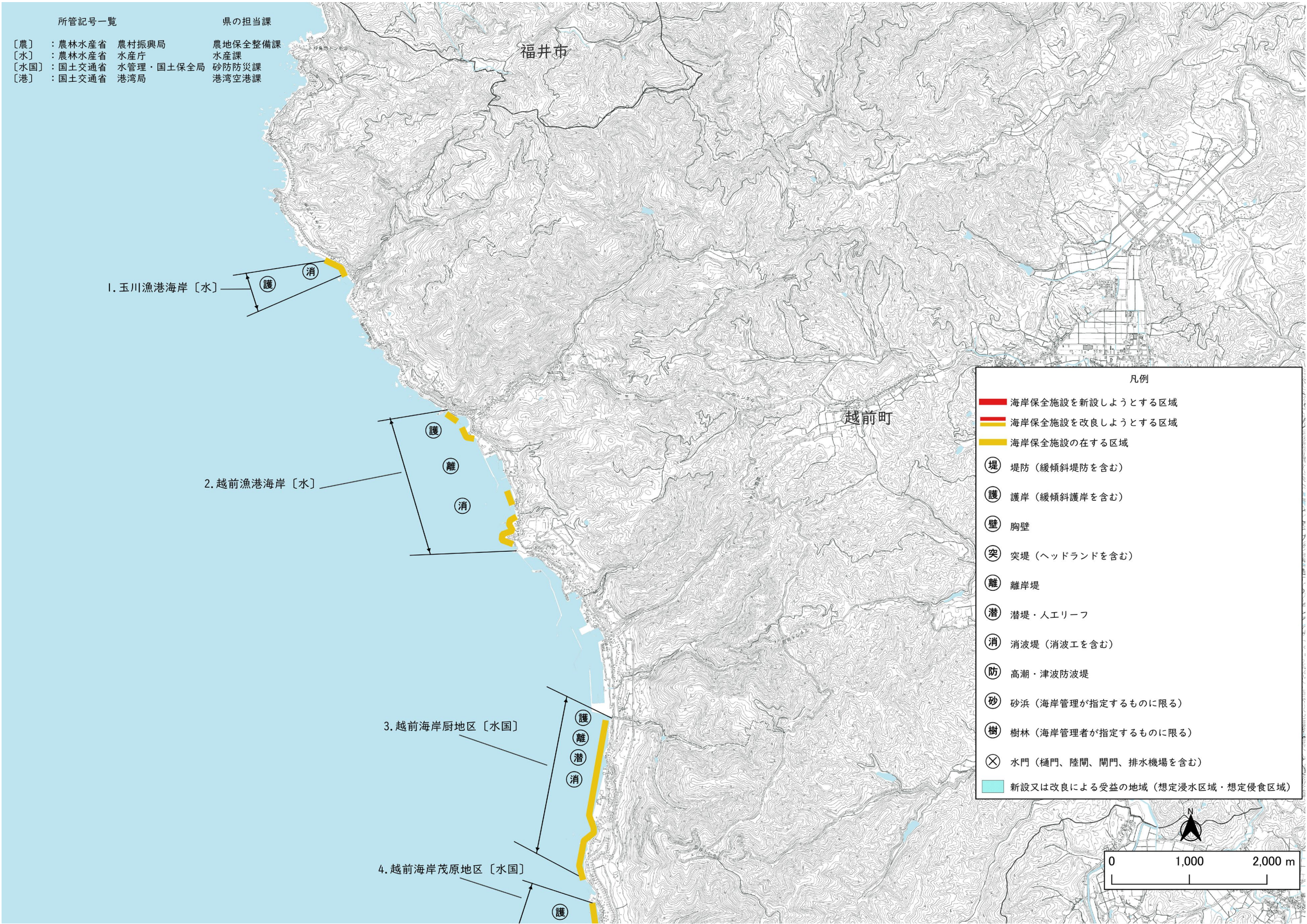
(将来の設計津波水位及び将来の波浪・高潮による必要天端高には余裕高(0.17m)を考慮し、0.1mピッチで切り上げている。)

将来の波浪・高潮による必要天端高は、国土交通省 水管理・国土保全局、国土交通省 港湾局所管の地区海岸については50年確率波浪を、農林水産省 水産庁、農林水産省 農村振興局所管では30年確率波浪を対象としている。

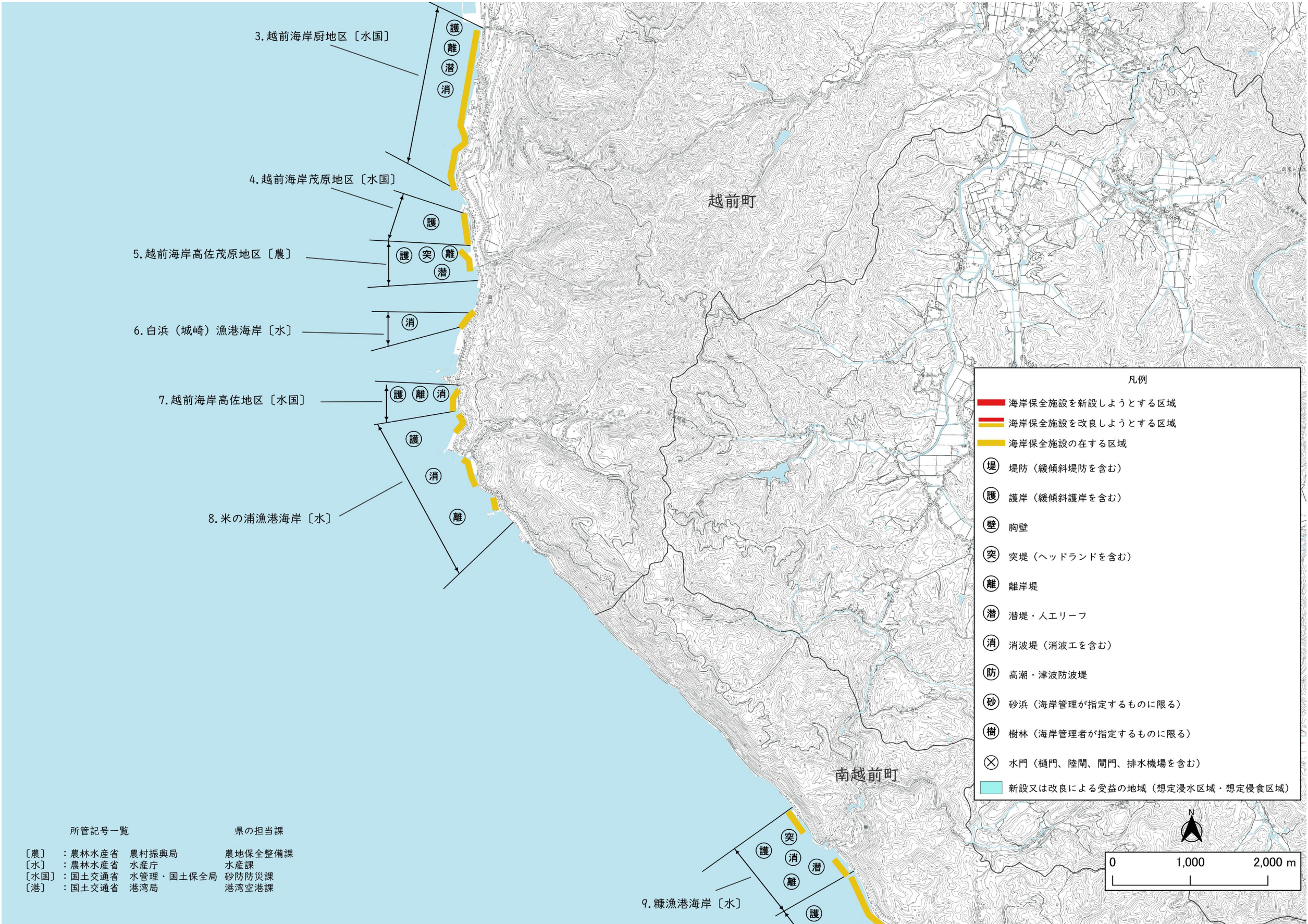
また、必要天端高の算出方法は防護ラインが汀線より陸側であればうちあげ高、海側であれば越波量を用いて算出した。

施設を整備する際は、本必要天端高を参考に、個別に必要な調査、検討を実施して設計するものとする。

2. 海岸保全施設の配置図(1/13)

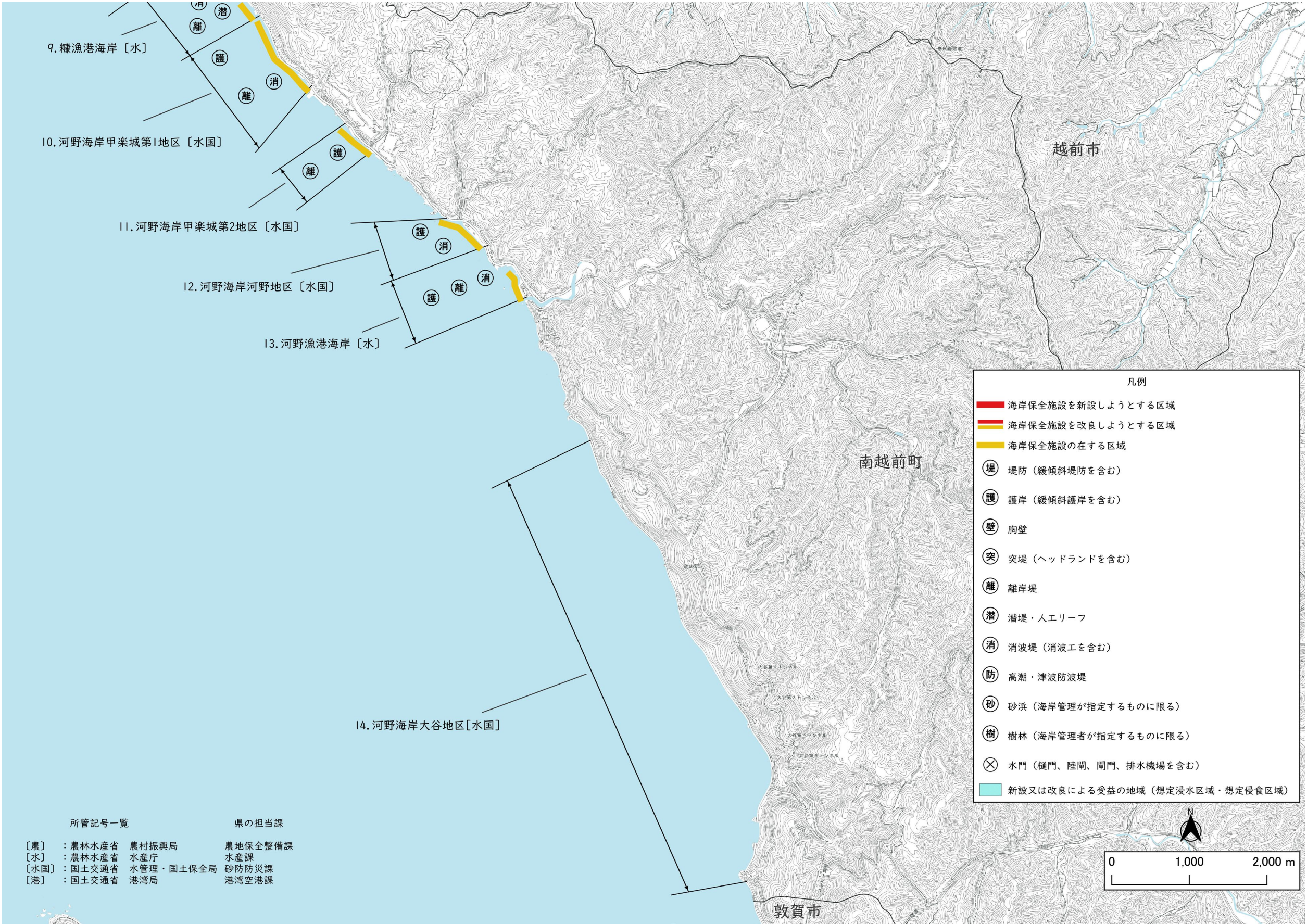


2. 海岸保全施設の配置図(2/13)



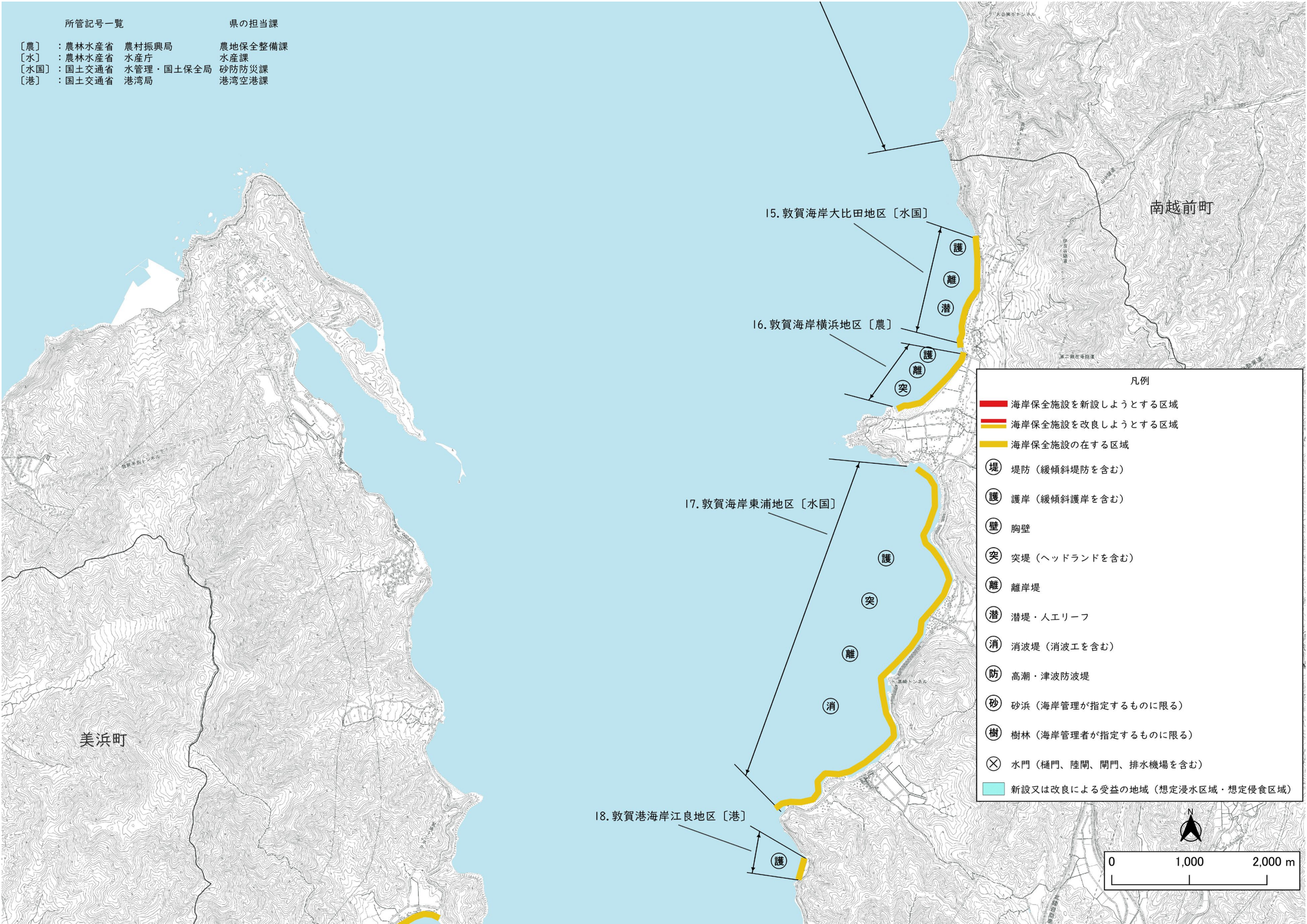
「測量法に基づく国土地理院長承認(複製)R 7JHf 68」
「本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。」

2. 海岸保全施設の配置図(3/13)

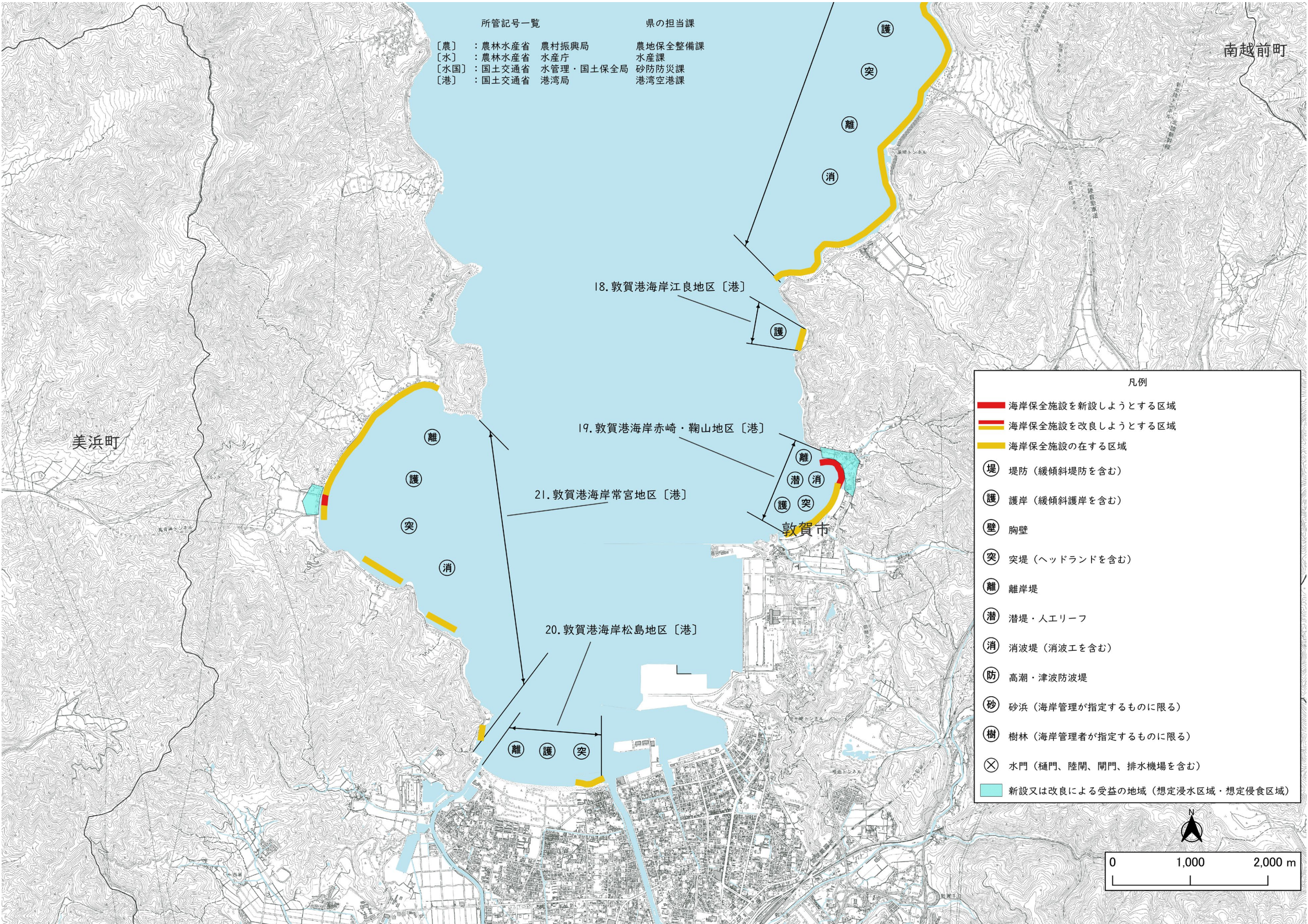


「測量法に基づく国土地理院長承認(複製)R 7JHf 68」
「本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。」

2. 海岸保全施設の配置図(4/13)

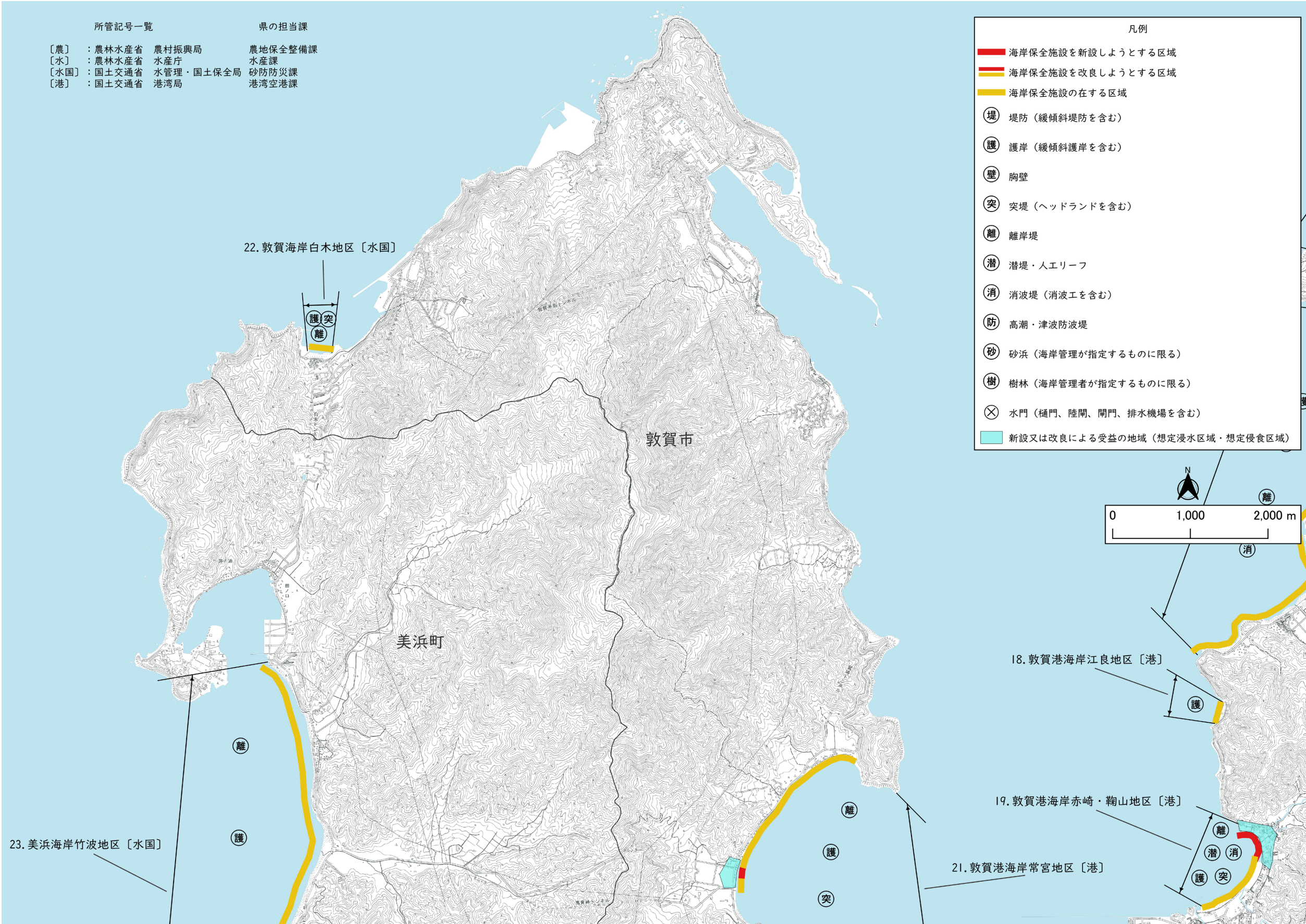


2. 海岸保全施設の配置図(5/13)



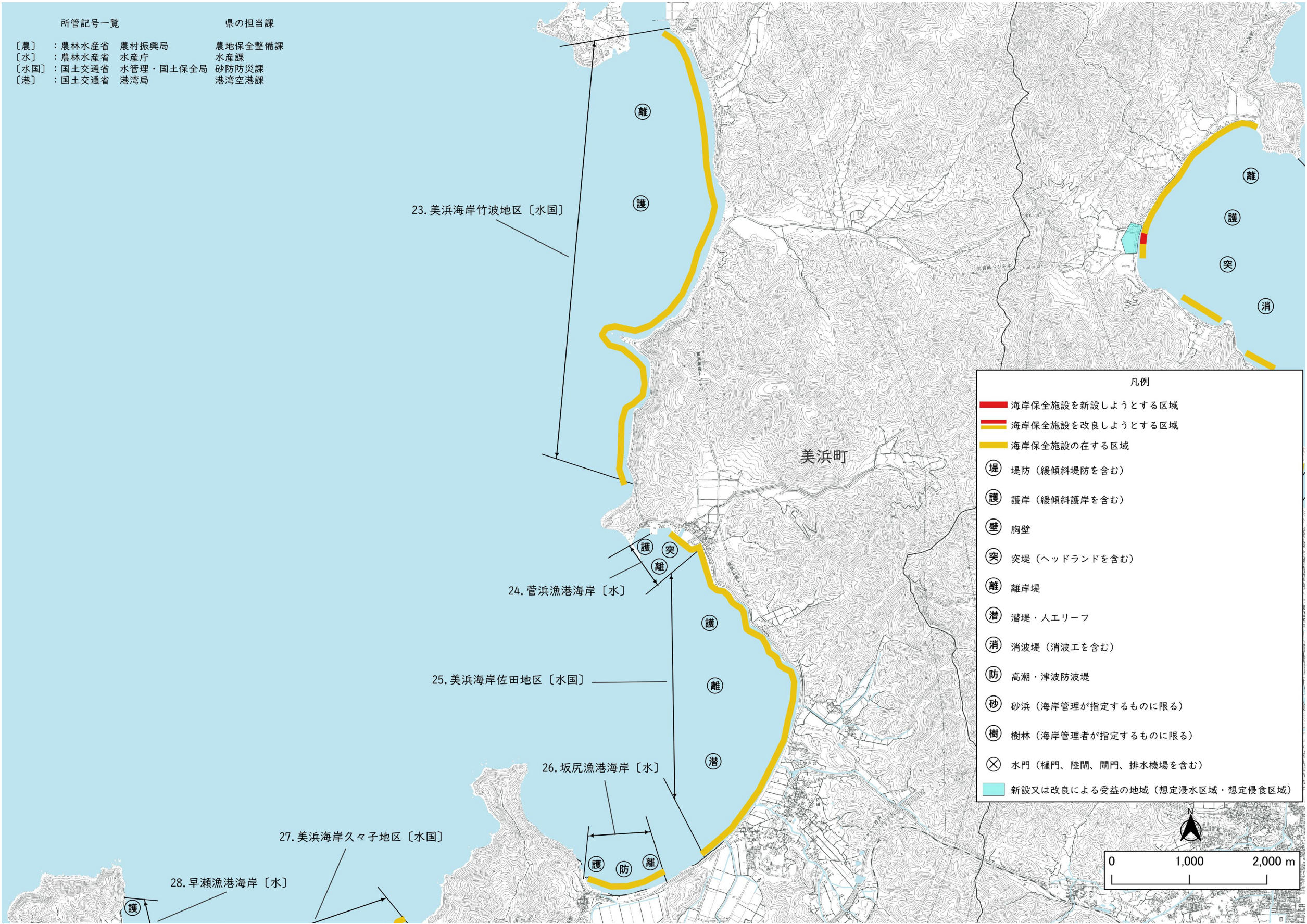
「測量法に基づく国土地理院長承認(複製)R 7JHf 68」
「本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。」

2. 海岸保全施設の配置図(6/13)

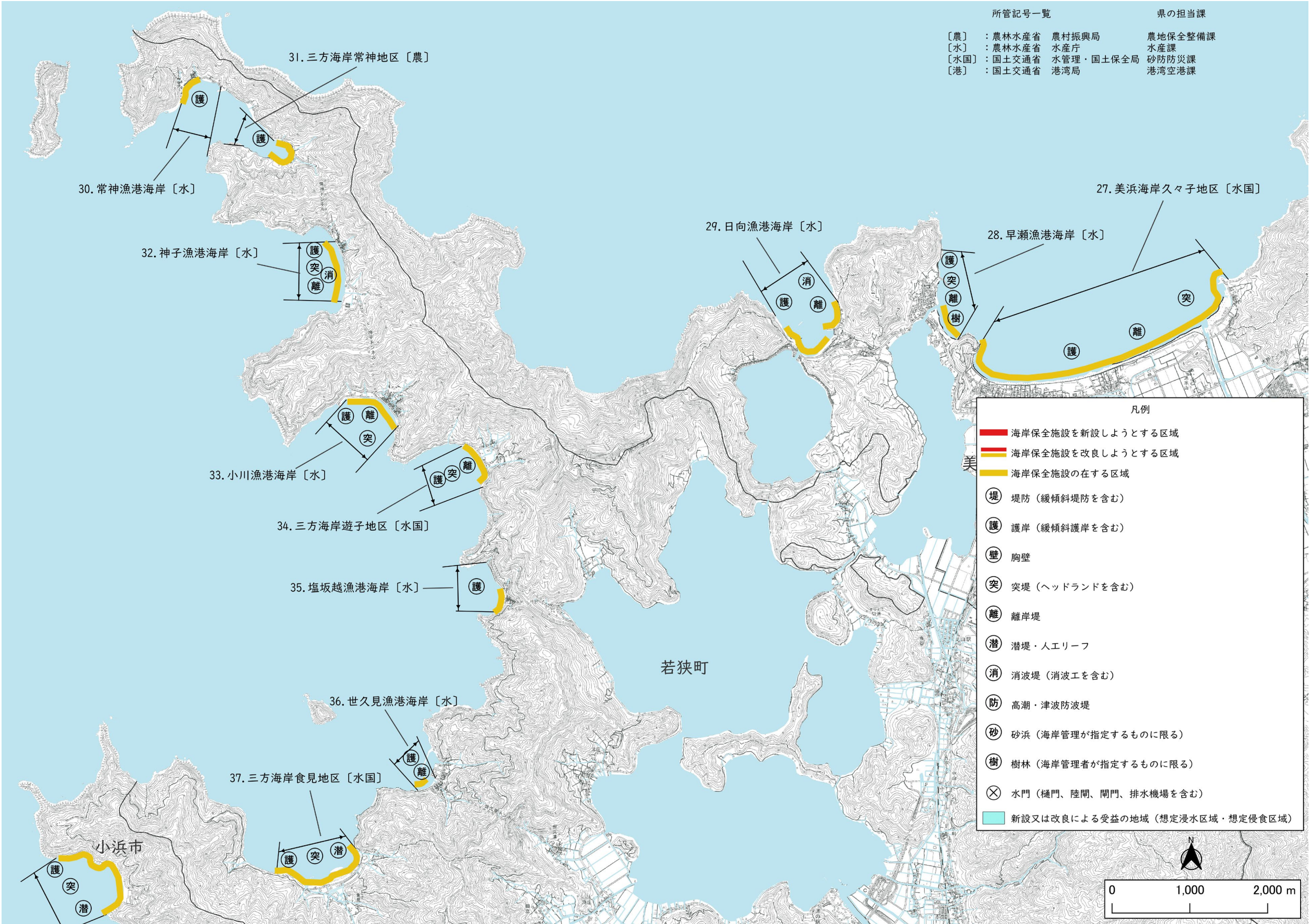


「測量法に基づく国土地理院長承認（複製）R 7JHf 68」
「本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。」

2. 海岸保全施設の配置図(7/13)

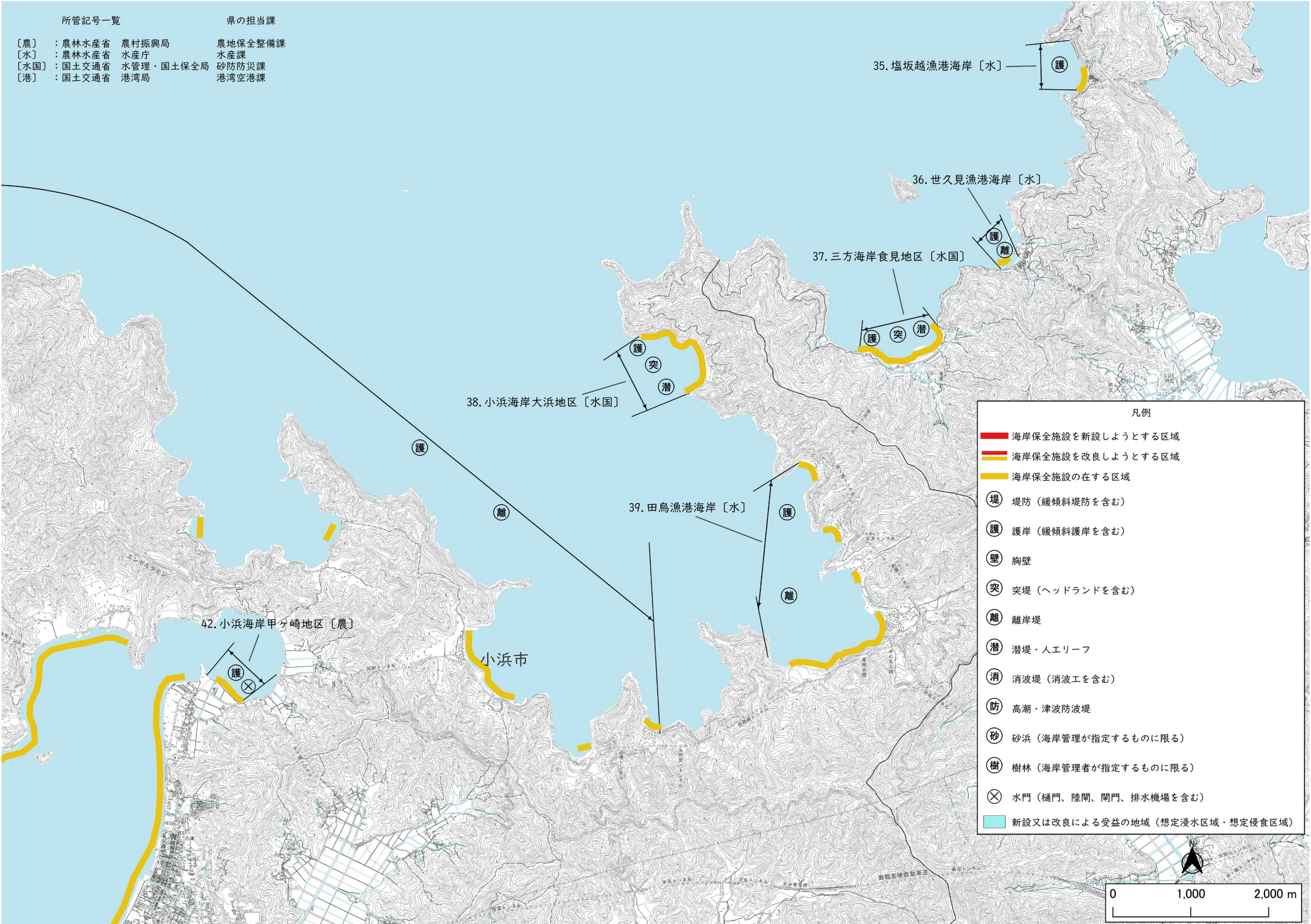


2. 海岸保全施設の配置図(8/13)



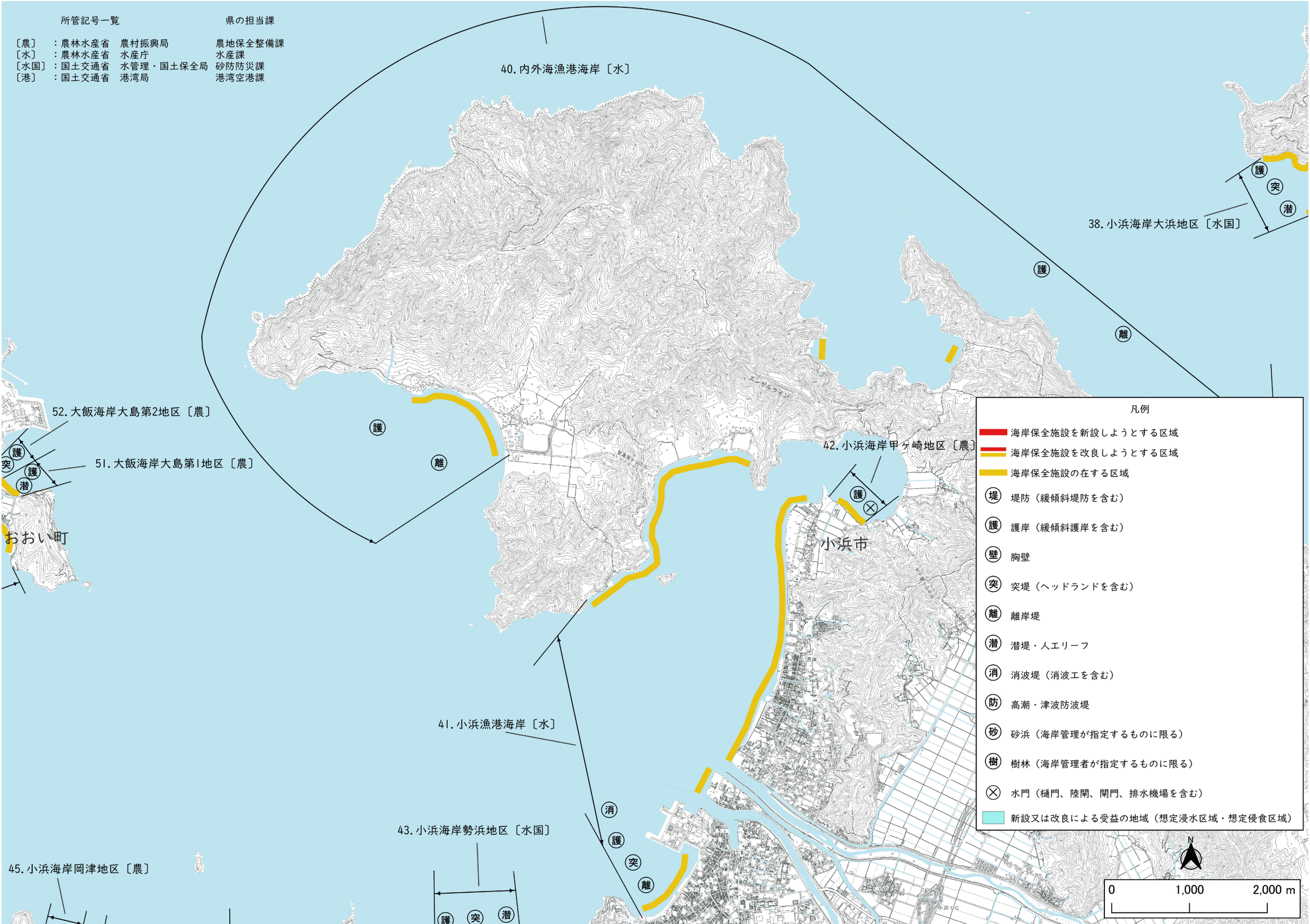
「測量法に基づく国土地理院長承認(複製)R 7JHf 68」
「本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。」

2. 海岸保全施設の配置図(9/13)



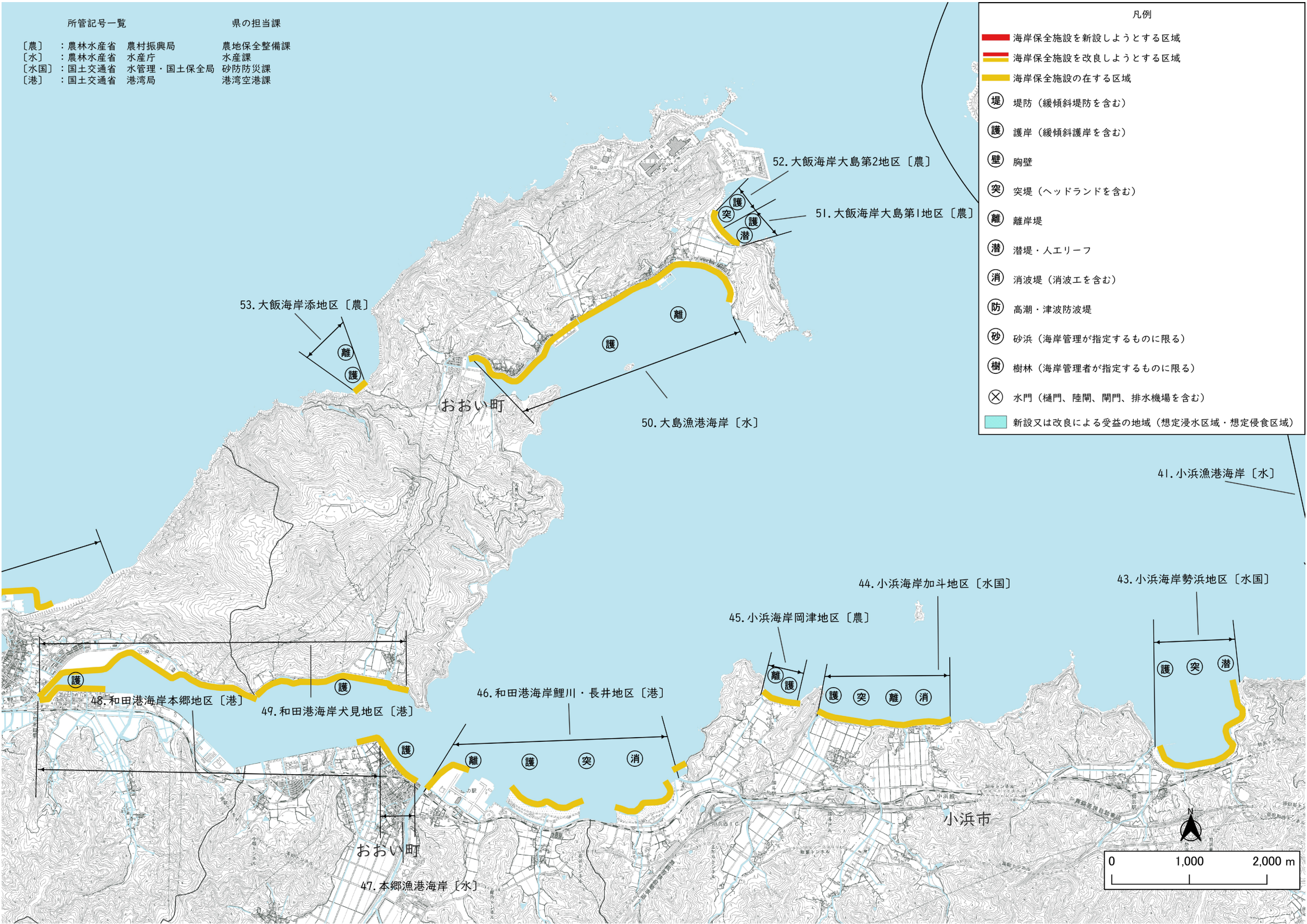
「測量法に基づく国土地理院長承認(複製)R 7JHf 68」
「本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。」

2. 海岸保全施設の配置図(10/13)

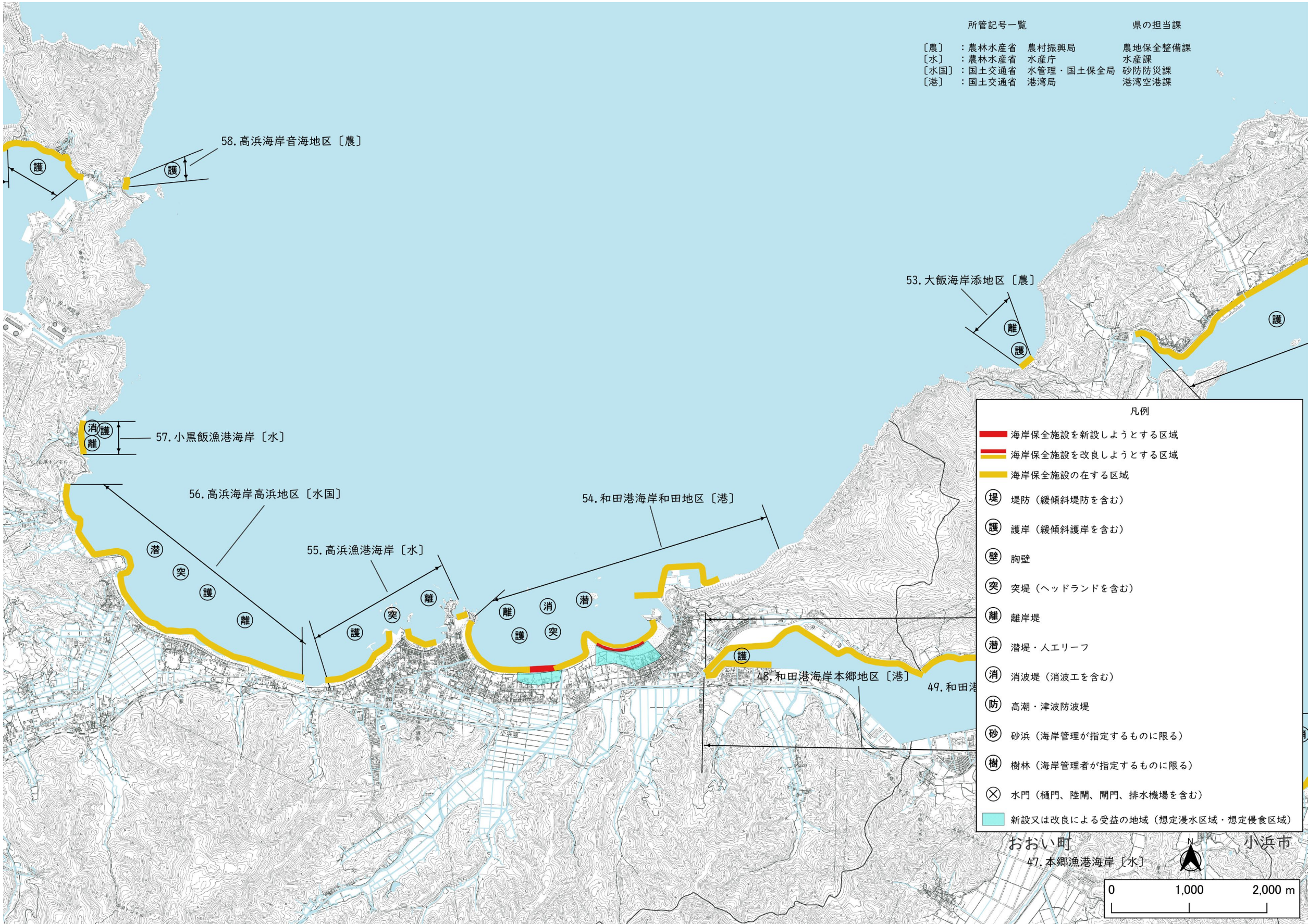


「測量法に基づく国土地理院長承認(複製)R 7JHf 68」
「本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。」

2. 海岸保全施設の配置図(11/13)

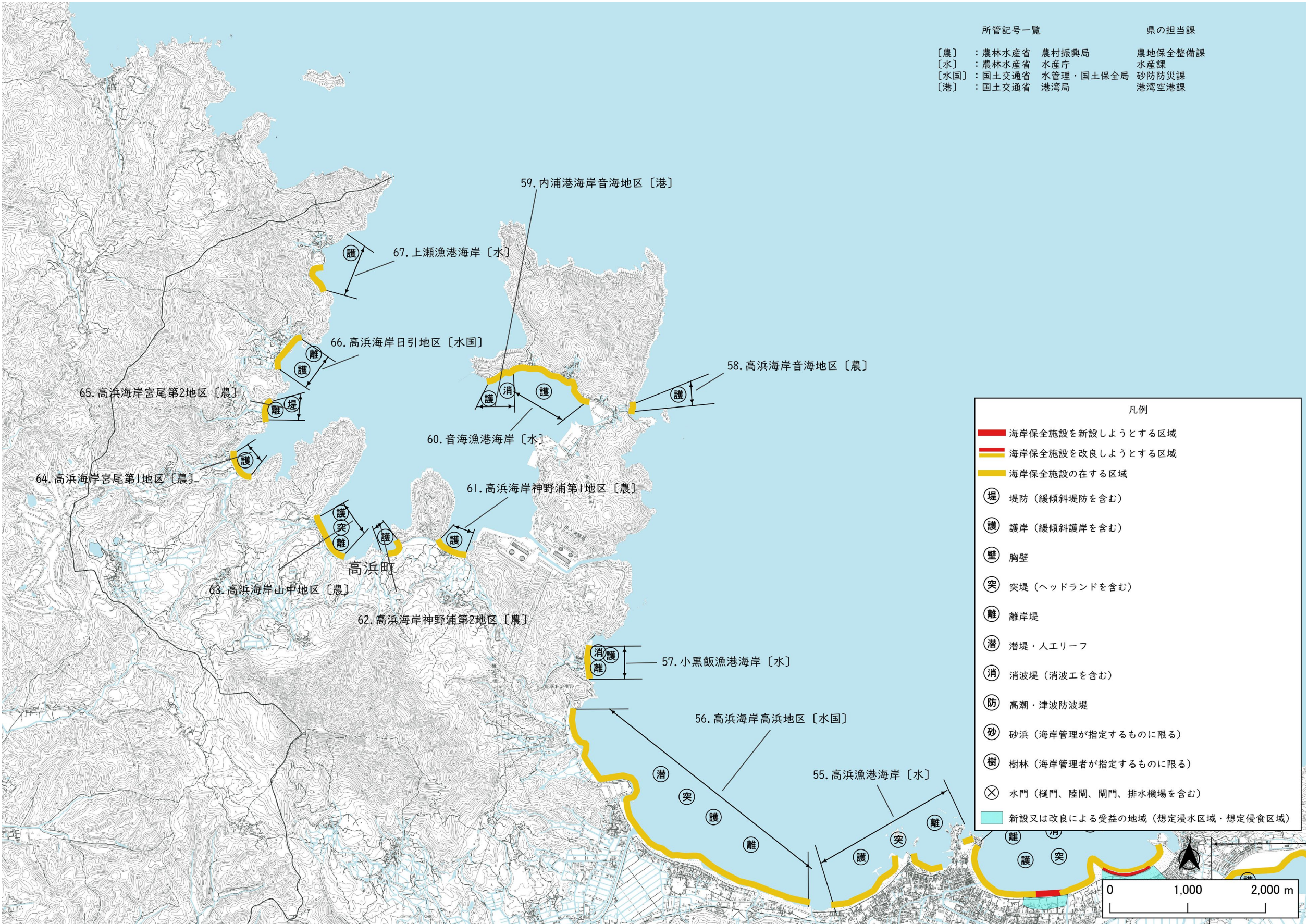


2. 海岸保全施設の配置図(12/13)



「測量法に基づく国土地理院長承認(複製)R 7JHf 68」
「本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。」

2. 海岸保全施設の配置図(13/13)



「測量法に基づく国土地理院長承認(複製)R 7JHf 68」
「本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。」